

令和6年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第1日目 令和6年12月10日（火）

（開会 午前10時）

議長 伊藤秋雄 おはようございます。
ただいまの出席議員は2名欠員の10名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたします。
これより、12月定例会を開会します。
ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。5番 石井清人君、6番 京極幸村君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営委員会委員長 畠山一充君の報告を求めます。8番 畠山一充君。

議会運営委員長 畠山一充 はい、8番 畠山です。
おはようございます。私から、「12月定例会の日程・運営等について」審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
去る12月3日、午前10時から第二委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、「12月定例会の日程・議案等について」審議いたしました。
今定例会の議案は、条例の一部改正議案が4件、補正予算関係議案が5件、規約の一部変更が1件、人事案件議案が1件、報告が2件、陳情が7件であります。また、一般質問者は7名となっております。
今定例会の日程は、初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、議案の上程、提案理由の説明・質疑などについて行い、各常任委員会に付託することとし、本会議が終わり次第、各常任委員会に入っていただきます。
2日目は一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っていただきます。
最終日は、午後3時から、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあとと討論・採決を行います。
以上のとおり、今定例会の会期は、本日から13日までの4日間で行うことにいたしました。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から13日までの4日間と決定して、ご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。そのように決定しました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
次に、日程第3「議長の諸般報告」に入ります。
この報告は、令和6年の9月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し、皆さんのお手元に配付しております。その報告書をもって「議長の諸般報告」に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。
次に、日程第4、これより町長の行政報告を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 （町長の行政報告 別紙のとおり）

議長 伊藤秋雄 これより、町長の行政報告に対する質疑を行います。
確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに11日の一般質問に重複する質問は控えてくださるよう、また、一人一問程度で簡潔にお願いいたします。

質問のある方は挙手をお願いします。はい、2番 小柳 聡君。

2番 小柳 聡 2番 小柳です。まちづくり活動センターの店舗の申し込みのところで、「3月までの営業開始に向けて準備を進めているところであります」という文言がございますけども、これは2月なのか3月なのか、2月でも3月...までのっていう書き方がちょっとよく分からないので、そこをお聞きしたいのと、テナント料の発生は何月からというイメージで検討しているのかってところをお聞かせ願いたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 まちづくり活動センターの、今現在、南秋福社会が店舗改修等と従業員の方の勉強等、現在行っております。3月までを目途としておりますが体制が整い次第、開店するものと思われま。

あと、使用料月額55,000円税込みになりますけども、こちらは11月1日に契約しておりますので、11月分からいただいております。「はちらぼ」のほうに収入となっております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、教育関係...いすか。はい、いすな。
他にありませんか。はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 10ページの脱炭素事業のところですね...

議長 伊藤秋雄 あの、ちょっとすみません。あの、一般質問に、その脱炭素の質問もついておりますので、明日の一般質問でお願いします。

6番 京極幸村 一般質問で通告してない部分聞きます。

議長 伊藤秋雄 んだすか、はい。

6番 京極幸村 もし被ってたら、訂正いただければと思います。

議長 伊藤秋雄 はい。

6番 京極幸村 今回選定された「ライノジャパン株式会社」というところが、どういった事業を行っている企業なのか。また、その選定した理由お伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 それもちょうとあの質問に入っていますので、ちょっと控えたい。

6番 京極幸村 明日、誰の質問に入ってますか。

議長 伊藤秋雄 金さんの、金議員のありますんで。

6番 京極幸村 じゃあ、答弁あるんですね。

議長 伊藤秋雄 はい、あるので。

6番 京極幸村 はい、分かりました。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、7番 村井 昇君。

7番 村井 昇 はい、7番 村井です。今年度の除雪計画についてですが、例年オペレーターの方も年齢が重んでおると思いますが、オペレーターの方が、人数が十分確保出来るのでしょうか。そこらへん教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。先ほど町長からも報告ありましたとおり、今年度、リース、それから、町の保有機械合わせて10台ということで、オペレーターの方が直営オ

ペレーターとして10名、10路線の受け持ちがございます。あとは、業者4社による除雪体制としてございますので、体制としては十分だと考えております。以上です。

7番 村井 昇 はい、分かりました。どうも。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。
これにて、町長の行政報告に対する質疑を終わります。
次に、日程第5、議案第46号から、日程第14、議案第55号までの10件を各常任委員会に付託する関係で、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。そのように決定します。
議事日程については、配布のしている日程表のとおりであります。
提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。

会議日程資料の8ページをご覧ください。

議案第46号「八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、町職員の給料月額及び各種手当を改正するものでございます。

主な内容は、給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給月数、寒冷地手当の支給月額を改正したことでございます。

次に、32ページをご覧ください。

議案第47号「八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第46号の一般職の期末手当及び勤勉手当の額を改正することに伴い、常勤の特別職の期末手当の額を改正するものでございます。

主な内容は、特別職の期末手当について、令和6年12月及び令和7年6月以降の支給月数を改正したことでございます。

次に、35ページをご覧ください。

議案第48号「八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第46号の一般職の期末手当及び勤勉手当の額を改正することに伴い、議員の期末手当の額を改正するものでございます。

主な内容は、議員の期末手当について、令和6年12月及び令和7年6月以降の支給月数を改正したことでございます。

次に、38ページをご覧ください。

議案第49号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布により、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

主な内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項を引用している箇所について条項ずれを修正したものでございます。

次に、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第50号「令和6年度八郎潟町一般会計補正予算（第6号）について」

歳入歳出に、それぞれ6,171万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億4,485万2千円としております。

5ページ、第2表、債務負担行為をご覧ください。

議会ペーパーレス化に係る備品購入について、期間を令和7年度、限度額を270万8千円として債務負担行為を設定しております。これは、議員改選後、速やかに運用を開

始することとしている議会のペーパーレス化について対応するためのタブレット端末購入費用であります。

それでは歳入の主なものをご説明いたします。

10・11ページ、民生費国庫負担金に障害者自立支援給付費負担金1,317万円を、民生費県負担金に同じく658万5千円をそれぞれ追加しております。これは、障害者が施設や居宅等で利用するサービスに対する負担金であり、国が二分の一、県及び町が四分の一ずつを負担するものでございます。

農林水産業費県補助金、農地利用最適化交付金66万8千円の追加は、交付金額の内示によるものでございます。

前年度繰越金については、4,083万4千円の追加としております。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。

14・15ページ、障害福祉費、自立支援給付費に2,634万2千円を追加しております。これは、主に障害者施設で就労継続支援などのサービスを利用される方が当初の見込みよりも増加したことによるものでございます。

老人福祉費、介護保険特別会計繰出金には325万9千円を追加しております。

18・19ページ、農業振興費、農地利用集積促進奨励金385万4千円の追加は、新規集積面積の確定によるものでございます。

22・23ページ、学校管理費、光熱水費に290万8千円を追加しております。これは、小中併設校の電気料の価格上昇に係るものであります。

今年度の秋田県人事委員会勧告に鑑みた人件費の補正につきましては、

26ページからの給与費明細書をご覧ください。

特別職につきましては、町三役及び議員に係る期末手当29万1千円、共済費5千円をそれぞれ追加しております。

一般職は、報酬、給料、手当、共済費に総額で1,788万3千円を追加しております。

以上が一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。

次に31ページをご覧ください。

議案第51号「令和6年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

歳入歳出に、それぞれ1,001万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億8,719万1千円としております。

38・39ページ、歳入は、県支出金、普通交付金に1,001万5千円を追加しております。

40・41ページ、歳出は、保険給付費等に不足が見込まれることから、療養諸費に総額239万2千円を、高額療養費に762万3千円をそれぞれ追加しております。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に43ページをご覧ください。

議案第52号「令和6年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ2,237万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億2,053万6千円としております。

50・51ページ、歳入の主なものは、国庫支出金、介護給付費負担金に420万5千円を、支払基金交付金、介護給付費交付金に540万円を、県支出金、介護給付費負担金に229万5千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なものは、

52・53ページ、保険給付費の介護サービス等諸費に総額2,330万円を追加し、

54・55ページ、介護予防サービス等費から総額170万円を、特定入所者介護サービス等諸費から160万円をそれぞれ減額し、介護予防・生活支援サービス事業費に総額で160万円を追加しております。

いずれにつきましても給付金の増減を見込んだものでございます。

以上が介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

次に59ページをご覧ください。

議案第53号「令和6年度八郎潟町水道事業会計補正予算（第2号）について」

収益的支出に215万4千円を追加し、総額を1億9,456万2千円としております。

60ページ、資本的支出に386万4千円を追加し、総額を9,952万4千円としております。

64・65ページ、給与費明細書には、今年度の秋田県人事委員会勧告に鑑みた人件費

の補正について記載しております。給料、手当、共済費に総額で157万6千円を追加しております。

66・67ページ、収益的支出につきましては、配水及び給水費の配水管・給水装置修繕費に50万円を追加しております。

68・69ページ、資本的支出の企業債償還金300万5千円の追加は、令和5年度に借入を行った企業債において、令和6年度から行うこととなった元金償還によるものでございます。

以上が水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に71ページをご覧ください。

議案第54号「令和6年度八郎潟町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」

収益的収入に44万円を追加し、総額を2億2,817万円に、収益的支出に34万円を追加し、総額を2億2,758万5千円としております。

72ページ、資本的収入に113万8千円を追加し、総額を1億1,310万5千円に、資本的支出に113万8千円を追加し、総額を1億7,993万3千円としております。

78・79ページ、収益的収入は、他会計補助金に34万円を、還付消費税及び地方消費税に10万円をそれぞれ追加しております。

収益的支出は、今年度の秋田県人事委員会勧告に鑑みた人件費の補正となっており、総額で34万円を追加しております。

80・81ページ、資本的収入には、企業債に110万円を、他会計補助金に3万8千円をそれぞれ追加しております。

資本的歳出は、秋田湾・雄物川流域下水道事業費に113万8千円を追加しております。これは、令和6年度の国庫補助金の追加要望により、負担金額に変更が生じたことによるものでございます。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次にもう一度、会議日程資料に戻ってください。

会議日程資料の41ページをご覧ください。

議案第55号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について」

井川町・潟上市共有財産管理組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、秋田県市町村総合事務組合規約を変更することについて地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより議案に対する質疑を行います。
初めに、日程第5、**議案46号「八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」**質疑を行います。質疑ありませんか。

議長 伊藤秋雄 はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 5番 石井です。この議案そのものについては特に異議ないんだけど、参考までにちょっと聞きたいんだけど。

昔、平成の合併以前は全県に69市町村あって、まず60くらいの町村があったんですよ。あの頃は全県のラスパイを公表する新聞とかあれば、必ず南秋の町村、五城目・八郎潟・井川・飯田川、このあたりラスパイが低くて全県でほぼ最下位の定位置であったわけだな。

今回まず、給料変わってベースアップなるんだけど、参考までにこのラスパイを上げるといふ、直していくというような考えあるもんだかなあと思って。無ければ無くてもいいんだけど。そういうもの、もし考えであつたら教えて欲しいんだけど。無ければ無くてもいい。そこあたり、どうですか。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 お答えします。ラスパイレス指数につきましては、議員おっしゃるとおり当町低いほうで、以前は80%台でございました。

今年度、直近でいきますと、ようやく90%超えた段階でございます。ラスパイレスにつきましては、国の国家公務員と比較しての給与の割合っていいですか、そういうことになりますけども、給料表につきましては、県の人事院勧告を準用しながら当町も進めております。

なかなかその、例えば中途で採用された職員がおること等で、なかなか上がらない原因の一つであったりですとか。最近の職員採用みますと新卒で、昨年も、今年度も名簿搭載、新卒でしておりますので、そのへんは改善していくのかなとも思っております。

いずれにしても、ラスパイレス指数のアップにつきましては、当局総務課としまして、この後もいろいろ研究をしながらですね、考えてきたいなとは思っております。すみませんが、以上です。

5番 石井清人 はい、どうもありがとうございます。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第46号について質疑を終わります。
次に、日程第6、**議案第47号「八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」** 質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第47号について質疑を終わります。
次に、日程第7、**議案第48号「八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」** 質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第48号について質疑を終わります。
次に、日程第8、**議案第49号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」** 質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第49号について質疑を終わります。
次に、日程第9、**議案第50号「令和6年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について」** の質疑を行います。質疑ありませんか。はい、8番 畠山一充君。

8番 畠山一充 はい、8番 畠山です。歳出の補正のところの19ページの下段のほうですけど、農業費の中で、委員会が違うために質問させていただきます。
関連もありますので、農業委員の報酬、66万8千円、これにつきましては、どういった活動内容か、併せて、農地利用集積促進奨励金、先ほど町長から新規集積の追加について、ありましたけども、この奨励金の内容分かりましたら、そこらへんちょっと分からないために、お伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、農業課長。ああ、産業課長。

産業課長 相澤重則 まず初めの農業委員の報酬関係でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど町長も申し上げましたけども、県からの内示により歳入のほうを補正しております。中身につきましては、農業委員の方が農地利用の最適化を推進するために農地等の斡旋、利用調整、有休農地の解消等の活動等に対して交付されるものでございます。
もう一つの、農地利用集積促進奨励金につきましては、交付対象者が認定農業者の方で耕作を目的としまして、町内及び大潟村の農地に農地利用集積計画に定められました所有権移転及び5年以上の利用権を新規に設定した方に交付される奨励金となっております。なお、交付額は10a当たり10,000円で、今年度の交付対象者につきましては、令和5年4月から令和6年3月の令和5年度中に公告された方が対象となります。以上です。

8番 畠山一充 ありがとうございます。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。はい、2番 小柳 聡君。

2番 小柳 聡 29ページの債務負担行為で、議会のタブレット化っていったところで、確認の意味で質問させていただきたいんですけども。
この台数というのは、何台を想定されているのかといったところを、まずお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、議会事務局長。

議会事務局長 加藤宏 台数は、議員の人数プラス事務局分2台となります。

2番 小柳 聡 はい、分かりました。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第50号について質疑を終わります。
次に、日程第10、**議案第51号「令和6年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」**質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第51号についての質疑を終わります。
次に、日程第11、**議案第52号「令和6年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第52号についての質疑を終わります。
次に、日程第12、**議案第53号「令和6年度八郎潟町水道事業会計補正予算(第2号)について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第53号についての質疑を終わります。
次に、日程第13、**議案第54号「令和6年度八郎潟町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第54号について質疑を終わります。
次に、日程第14、**議案第55号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について」**質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第55号についての質疑を終わります。
次に、日程第15から日程第16の報告第6号、報告第7号、「**損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について**」の説明を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の45ページをご覧ください。先に、
報告第6号「損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について」
施設管理における事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定による指定に基づき次のとおり専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。
令和6年8月26日に直営による「はちパル」駐車場の草刈り作業で飛ばした石により、児玉医院休憩室の窓ガラス及び同室内備品に損害を与えたものでございます。修繕費用は12万6,676円で、この事故に伴います過失割合は町側100%でありますので、相手側の修繕費用12万6,676円を損害賠償額とした。
相手方との協議が調ったことから、速やかに損害賠償を行うため専決処分したものでございます。

町長 畠山菊夫 次に、会議日程資料47ページをご覧ください。

報告第7号「損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について」

施設管理における事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定による指定に基づき次のとおり専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和6年8月21日に直営による大道駐車場の草刈り作業で飛ばした石により、駐車していた軽自動車に損害を与えたものでございます。修繕費用は28万7,450円で、この事故に伴います過失割合は町側100%でありますので、相手側の修繕費用28万7,450円を損害賠償額といたしました。

相手方との協議が調ったことから、速やかに損害賠償を行うため専決処分したものでございます。

報告第6号及び7号ともに、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険で修繕代金の全額を賠償しております。

今後につきましては、このような事故が無いよう町有地の維持管理作業の安全管理に一層努力してまいります。大変、申し訳ございませんでした。

議長 伊藤秋雄 次に、日程第17、「陳情等について」を上程いたします。お手元に配付しておりますが陳情は7件であります。

提出された議案並びに陳情等について、皆さんに配布しておりました、議案等付託表及び陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。各常任委員会に付託することといたします。
それでは、事務局長から委員会室を報告させていただきます。はい、事務局長。

議会事務局長 加藤 宏 第一委員会室で、総務産業常任委員会。第二委員会室で、教育民生常任委員会を開催していただきます。

議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日は、午前10時より本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。
どうもご苦労さまでした。

(閉会 午前11時21分)

令和6年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第2日目 令和6年12月11日（水）

（開会 午前10時）

議長 伊藤秋雄 おはようございます。
ただいまの出席議員は2名欠員の10名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計責任者であります。
日程第1、これより一般質問を行います。
最初に6番 京極幸村君の一般質問を行います。はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 おはようございます。6番 京極幸村です。
任期中最後の一般質問となりました。今回は畠山町長の「5期目の町政運営について」と「子どもの運動環境について」の二つについて質問したいと思います。
通告書 第1「5期目の町政運営について」
畠山町長の5期目における政策や政治姿勢を行政報告や行動等を基に質問を通じて深掘りしていきます。
①『町民生活を守る』ということについて。
今年、第102代の内閣総理大臣に就任した石破茂総理大臣は5つの「守る」を実行するという基本方針を表明しました。その内訳は「ルールを守る」、「日本を守る」、「国民を守る」、「地方を守る」、「若者・女性の機会を守る」というものであります。
本町長も町民生活を守るということを強調されておりましたが、八郎潟町においては、何から、誰を、どのように守っていくのか伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 京極議員のご質問にお答えいたします。
5期目の町政運営を担わせていただくにあたり、9月定例会でも申し述べさせていたいただきましたが、今、我が国の地域社会は、人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの低下、社会インフラの老朽化といった厳しい状況に置かれています。このような状況下において、町民が心豊かに安心して暮らせる環境を整えることが町民生活を守ることに繋がるものと思います。
具体的な取り組みについては、子育て世帯の経済的負担軽減の取り組み、健康寿命の延伸と高齢者の生きがいづくりの取り組み、関係人口・交流人口拡大の取り組み、脱炭素と経済循環を両立させた持続可能な農業の取り組み、物価高騰の影響を受けている町民生活支援及び地域経済を下支えする取り組み、防災意識の高揚と災害に強い町づくりの取り組み、地域コミュニティの活性化を図り、学校体育活動の充実と生涯スポーツ支援の取り組み、これらを進めてまいります。
これらの取り組みは、町民一人一人が安心して暮らせる社会を実現するために不可欠であり、行政と町民が協力し合いながら、持続可能な地域づくりを進めていく必要があると考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 引き続き、②『保育料無償化』について伺います。
現役世代として子育てに関する負担軽減というのは賛成でございます。しかしながら経済的負担軽減によって少子化対策になるかといえば、ハンガリー等の他国を例にすると桁違いの予算を付けない限り効果は薄いのではないかと考えております。
参考程度に、ハンガリーにおいては、児童手当の他に家族手当があり、子どもの人数によった増額措置がなされております。また、子どもを3人生んだ場合、新築住宅のおよそ415万円の補助や新車購入費用の110万円の補助。子どもを4人生んだ場合、所得税が0円となる等、金銭的支援を手厚くしております。結果、出生率は2011年の1.23から2021年1.59まで回復しております。
しかしながら、ここまでしても人口維持の水準を大きく下回っております。
内閣府の「選択する未来」委員会報告の中で、家族関係政府支出を見た場合、現金給付

より、こういう幼児教育等の現物給付の割合が大きい国の方が出生率においても高いという報告がなされております。

そこで、本町の保育料無償化について、利用者にとって現在からどの位の金額が軽減されることになるか、伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 こども園の保育料は、国の基準にならい、町の規則で、町民税所得割課税額に応じて、第1階層から第8階層で設定されております。

県と町で行っている「すこやか子育て支援事業」では、第一子は二分の一の助成、第二子以降は、無償化になります。そのうえで説明しますと、町民税所得割課税額48,600円以上97,000円未満の世帯の第一子については、ひと月あたり15,000円、年間では180,000円の個人負担があります。また、町民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満の世帯の第一子になりますと、ひと月あたり22,250円、年間では267,000円の個人負担になります。

それぞれの世帯の状況によって、保育料の個人負担は違いますが、令和7年度の試算では、総額では280万円程度の軽減になると予測しております。

議長 伊藤秋雄 はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 今回の答弁につきまして、一点再質問させていただきます。所得制限については撤廃されるというお考えなのかどうか、答弁求めます。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今回の説明では…これが全部、無償化になりますので、撤廃ということになるかと思えます。

議長 伊藤秋雄 はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 続いて、この保育料無償化、これの狙いは何かお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障するために、今まで、国、県、町が実施している助成事業の対象となっていない子育て世帯への経済的負担の軽減、そして、不公平感の緩和を目的としております。

議長 伊藤秋雄 はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 9月定例会の中で、本政策で人口増に繋がりたいという旨のご発言がありましたが、経済的負担軽減を実施することにより、人口増加に繋がれるということについての論理的な説明を求めます。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 人口減少は、一朝一夕には解決できない複雑な問題であります。先ほどもお答えしたとおり、地域全体で取り組むことで持続可能な社会を築ことができると考えます。これを実現するためには、町民が安心して暮らせる環境を整えていくことが重要ではないでしょうか。

9月定例会でも、今後の人口減少に備え、子育て世帯が定住し、安心して出産しやすい環境をさらに進めていくということを申し上げましたが、そのための多角的なアプローチの一つとして、子育て世帯の経済的負担軽減に取り組むものでございます。人口増加に直接的につながる取り組みだとは、私は思っておりません。

議長 伊藤秋雄 はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 では、引き続き、経済的負担の軽減によって人口増加に成功した例として、どこか参考

にしているところはあるでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町が学校給食費、これ無償化に取り組んだのは2012年だと思います。議員の皆様には当時、提案理由としましては、これが人口誘導につながるものかということでは無いということは私、申し上げております。

若いご夫婦の皆さんが定住しながら一人でも多くのお子さんを育てて欲しい、そういう思いで行った事業でございます。

成功例あるかという、ちょっと私、勉強不足で申し訳ございませんけれども、やっぱり雇用の場の多い京阪神地域でいち早く子育て支援、この無償化に取り組んだ…明石市かな、明石市がかなり人口増加に繋がった例はあると記憶しております。

議長 伊藤秋雄 はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 では、次の質問にまいります。出産・子育てにおける負担軽減は今後どこまで拡充したいと考えているか、伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 子育てするうえでは、生活的不安を持った方々も多いと思いますので、それらの解消にも取り組まなければならないと思います。

子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う「こども家庭センター」の設置や、乳幼児・小学生等の児童がいる子育て世帯が、病児・病後児を預けたり、早朝・夜間等の緊急時にも預けたり、ひとり親家庭などの支援を行ったりするなど、多様なニーズに対応する「ファミリー・サポート・センター事業」等の設置も考えられることと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 ちょっと聞き慣れない言葉出たので、お伺いするんですけども、「こども家庭センター」と「ファミリー・サポート・センター」って言う言葉が出ました。こちら、どういったものでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 担当から。

議長 伊藤秋雄 はい、福祉、ああ、健康福祉課長。

健康福祉課長 松田正紀 ただ今のご質問にお答えいたします。

まずは、「こども家庭センター」ですけれども、0歳児から就学前の子どもさんを、全て一体にサポートするセンターになります。

それから、「ファミリー・サポート・センター事業」でございますけれども、これについては、子育て世帯が病児・病後児を預けたりする場所、それから、早朝・夜間等の緊急時にも預けたりする場所になります。

これにつきましては、町民の方にまずは支援出来る方を募集かけまして、その方にそういう緊急時のお子さんを預けたりする為の中間的施設になります。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 はい、では続いて、経済的負担軽減策以外での少子化対策、今もしかしたらご答弁にもあったかもしれないんですけども、その他の少子化対策について、どのようなことを考えているか、伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 京極議員、すみません。今の答弁、ちょっと一つ前の答弁とちょっと重なりまして、答

弁してしまいましたので、先ほどの答弁が、今お聞きした答弁になります。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 はい、承知しました。では、次のテーマの質問に入ります。
③『冬場の農業の収益化』に関してです。
町の産業が栄えることについては非常に期待をしております。この構想の中身について質問をしていきます。
農業の高収益化というのは脱炭素事業と連動するものかどうか、答弁求めます。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 冬場の農業の収益化について、基本的な方向としては、脱炭素の推進と連動して展開していくことを想定しております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 それでは、この事業が現在の農家の所得向上に、どのように繋がっていくのか、答弁求めます。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 多角的な農業経営に繋げる事で、農家の収益性を向上させたいという考えでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 これはそうすると、この事業の主体は八郎潟町にいる農家さんが今後、主体としてやっていくことを想定されているということでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 成功事例を挙げながら、そして地元の農家さんが取り組んでいただければ、とは思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 成功事例を挙げるのは、誰でしょうか。よその自治体であったところを町民に示すのか、それとも、町内で出来るということを町内の事業者がやるのか、町外の実業家がやるのか、お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山…、あ、はい、副町長。

副町長 小野良幸 脱炭素事業に関しましては、この間プロポーザル選定を行いまして東京都の実業家が決定しております。

今後、脱炭素協議会を立ち上げまして、その事業内容について、ご提案あったものについて一つ一つ深掘りをしながら事業の実施について実施していくこととなります。

今後、事業実施主体が、どこになるのかというのも正式には、その協議会の中で決まっていくものでございます。

初めから農家の、町内の農家の皆さんがやるということではございません。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 ということは、この冬場の農業の収益化ということは、今いる八郎潟町の農家さんの所得が、すぐに向上するものではないという認識でよろしかったでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、小野副町長。

副町長 小野良幸 はい、そうなります。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 はい、では次の質問にまいります。

脱炭素関連となれば多額の初期投資が必要であると思われます。今おっしゃったように先に東京都等の会社が成功事例示しても、八郎潟町の事業者が参入出来るかどうかは、また個別の問題が出て来るかなと思います。

以前、町が示した脱炭素事業計画においてのバイオマスボイラー導入費用は、4基で2億4千万円でした。

このように多額の事業投資、設備投資が必要になるわけですが、町内の事業者の設備投資をどのように促していくのか、伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町内の事業者ではなくて、先ほど副町長が申し上げました、実際これからやろうとする事業者についてお話ししますけども、脱炭素事業の実現には設備投資が高額になることが課題としては挙げられます。基本的には様々な補助メニューを活用して負担軽減を図っていききたいとは考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 ということは、脱炭素関連の事業は、あくまでも地元の農家さんは、やることは想定してないってことでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 成功事例を挙げないと、なかなか地元の業者さんは、農家の皆さんは取り組んでいかないと思います。そういうことも含めまして、先ほど副町長が言いました事業者さんが取り組んで成功事例を出していければなあという考えでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 この成功事例というのが、例えば、八郎潟町、今、生産されていないような品種とか品目、そういうのを、ここでも作れるという成功事例を示すのか、それとも、あくまで脱炭素関連ということですので、このクリーンエネルギーを利用した事業、これを水平展開していくとなれば当然、新たに参入する事業者もクリーンエネルギーを利用するという方法で初期投資、同じく必要になると思うんですけども。このあたり、いかがでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、小野副町長。

副町長 小野良幸 脱炭素で得ましたエネルギー、これを利用すれば冬場におけるハウス栽培ですとか可能になってまいります。いずれ、今回のこの事業におきまして、そういった事業の構築を成功事例を示しながら、いくらでも町民の農家の皆さんが前向きに考えていただければとは考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 ちょっと今のだと、成功事例は示せても、それをじゃあどう地元の農家さんが参入することに繋がるのかっていうのが、ちょっといまいち伝わってこなくて。もし、補足説明あれば、いただきたいんですけども。

結局のところ、この脱炭素事業と町内の農家さんとの関連性が、今のところ見えてこなくてですね。このあたり補足で説明あれば求めます。

議長 伊藤秋雄 はい、町長、畠山町長。

町長 畠山菊夫 以前から私、言っておりますけども、本町の場合は県内の中でも農業に取り組みやす

い所だと思っております。

自然災害も少なく、雪も少なく、そうした中で米作りに頼っていて、今後は農家の担い手という部分では大変なことになると思い、認定農家さんの担い手、これも今、大変でございます。

やはり冬場の農業、それに取り組んで儲かる農業、これを進めながら農業人口を増やしていければなあとは、そういうふうに使っていることは以前から言っておりますけども。それに取り組むためには、やっぱり成功事例、これを挙げて、この町では、こういう物も採れるんですよ、ああいう物も採れるんですよ、露地栽培以外でも、こういう物が採れますっていうものを、成功事例を出しながら、それで農家さんにも普及していった、熱供給を利活用しながら、そういうふうな農業に取り組んでいきたいというのが本音でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 成功事例を出して農家さんに対してのきっかけづくり、そういう側面が強いのかなあと思いました。

やはり、町内の農家さんに目を向けると、これの水平展開は可能なかどうか、どこまでの方策を持っているのか、っていうところが非常に重要になってくると思います。この農家さんへの水平展開について、今時点で何か方策ありましたら、お伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、小野副町長。

副町長 小野良幸 今回の事業提案の中にはございませんでしたが、ゆくゆくは、例えばの話ですが、田んぼへの太陽光パネル、ソーラーシェアリング等の設置によりましてエネルギーを作りまして、そこに自分の田んぼでいろいろ収益の高い作物を作っていく、そこで作られた作物については、今後、町、町内で特産化に向けたいろいろな取り組みをしていくといった、それによって収益を上げるといった構想は考えられると思っております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 この後、金議員の一般質問もございますので、次のところにまいります。

脱炭素事業は補助金依存の体質が高いと思っております。脱炭素事業と切り離した冬場の農業の収益化案は何かお持ちなのか伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今回の脱炭素事業の推進に係る業務委託では、農家の所得向上を目的として波及効果の高いモデル事業をテーマの一つとはしております。

今後、提案された事業を基に、町及び町民並びに各関係機関で構成された協議会を設立いたしまして、協議会で調査・検討をした結果を踏まえて、冬期農業収益化の向上を目指した施策を推進してまいりますので、脱炭素と切り離した冬場の農業については、今のところは考えておりません。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 それでは次に、この事業の達成には、どのくらいの期間を想定しているか伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 現時点における期間の想定といたしましては、旧八郎潟小学校校舎を活用した脱炭素関係事業が概ね5年程度の事業となる見込みですので、それに近い期間が必要になるのではないかと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 では、次の質問にまいります。④『地域商品券発行事業』に関してであります。

こうした政策は喜ぶ声が大半であります、いつまで継続していけるのか。この事業が常態化していくことが望ましい姿なのかと言えば違うのではないかと私は考えており

ます。

国立国会図書館による「地方創生臨時交付金の現状と課題」の中では、交付金の使用用途の中で現金・商品券の一律給付について問題視されており、また内閣府が事業の結果と効果の公表を各地方公共団体に求めていたにもかかわらず、説明がなされたのは約2割に留まっていたとのことでありました。

そこで、ご質問ですが、過去7回の事業で、この事業費における補助金割合は何%か、伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 過去7回実施した地域商品券交付事業は、すべて国庫支出金を活用して実施し、総事業費は約3億3千万円、総事業費のうち国庫支出金の充当額は約3億6百万円となっております。

よって総事業費における国庫支出金の割合は約93%となっております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 それでは、今後、本事業を実施する場合には、こういった補助金が充当できるのか答弁求めます。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 去る11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を引き続き支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加で盛り込まれております。

同交付金の追加につきましては今後、国の令和6年度補正予算案が編成され、その後、国会において審議される見込みとなっておりますので、情報収集に努め地域商品券交付事業に充当可能であれば、活用を検討してまいりたいと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 続いての質問です。物価高騰に対する一時的な補助金対応であるという見方も出来ますので、こういった補助金が未来永劫続くことは考え難いかなと思います。そうした中で、もし充当できる補助金が無い場合、この事業を継続して実施していくのかどうか伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 出来る限り、国庫支出金を活用してまいりますけども、必要と考えた場合は生活者及び事業者を支援するためにも事業の継続を進めてまいります。

議長 伊藤秋雄 京極幸村君。

6番 京極幸村 今、事業者支援という答弁ございましたけども、事業者支援が必要となる場合について、どのようなことを想定されておりますでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 事業者支援に予算を付けるものではなくて、商品券事業をやることによって、事業者支援にあたるという意味でございます。

これまで議会の中でも言ってきておりますけども、本町の場合は町で買い物する町民の皆さんの割合っていうのは、10%にも満たないわけでございます。殆どが町外で物を購入している状態でございます。

そのためにも、こういう商品券事業を使いながら地元商店と町民の皆様を結び付ける、こういうもので事業者に支援という意味でご理解をいただきたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

- 6 番 京極幸村 ということは、この補助金無くても、この事業を実施すること検討する場合、事業者主体ではないということでしたけども。それは今の答弁、経済圏を、八郎潟町の経済圏を盛り上げたいのか、それとも、生活困難者のために給付をするのか、この一番の主たる考え、町長の一番の主たる考えをお知らせください。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 まあ、どちらとも言えませんが、両方を支援してまいらなければいけないと思っております。
- 議長 伊藤秋雄 京極幸村君。
- 6 番 京極幸村 では、まあ、次の質問に移りますが。商品券発行事業における地域経済への効果、これを定量的な説明を求めます。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 過去7回実施した地域商品券交付事業は、コロナ感染症の感染拡大による個人消費の低迷や物価の高騰など、生活者及び事業者を支援するために実施したものでございます。ご存じのとおり、利用できる事業所は町内に限定し、商品券の利用、事務経費についてもすべて町内事業者に出支されております。その総額は3億3千万円を超えております。なお、商品券の平均使用率は約98.8%と高い割合となっております。
- 議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。
- 6 番 京極幸村 ちょっと関連してですね、先ほどの質問でもあったんですけども、経済圏ということ考えた場合、商品券を手に入れて利用することで、もしそれが本来だったら現金で使うべきものが商品券に置き換わっただけの場合、圏内の流通通貨は増えていないということになると思いますけど、このあたりも含めて何か分析されているのか伺います。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 そのような分析は、しておりません。
- 議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。
- 6 番 京極幸村 そうすると、この商品券発行事業の効果が、なかなか測るのが難しくなってくると思います。例えば、商品券発行期間において町内事業者の売り上げが上がって、その分町の税収にも影響があったとか、そういうところは影響なかったのでしょうか。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 それも、なかなか実態としては把握し難いだろうと思います。
- 議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。
- 6 番 京極幸村 そうすると、この事業において何かフィードバックとか、事業者にフィードバックもらったりとか、何か効果を測定するような動きあったのか伺います。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 そのような調査も、いたしてはおりません。
- 議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。
- 6 番 京極幸村 そうなった場合、これ充当出来る財源無くても、もし自主財源多く支出してやるという場合に、どれだけの効果があるのか、すごく判断が出来なくなってくると思うんですけども。今後、事業もし補助金無い中でやるとなれば、このあたりは、しっかり説明出来

ないと、この事業の実施は困難になると思うんですけども。このあたりについて最後、もし見解があれば伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 国の生活支援ということで、臨時交付金交付しておりますけども、そういう目的に沿ったかたちで、町も出来ることならば追従してはいきたいと思っておりますけども、町単独で必要とあれば町単独事業でもやっていきたいなあと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 はい、じゃあ、次にいきます。

⑤『健康寿命の延伸』についてであります。

健康寿命を延伸させることは、本人や家族の幸福な人生が送れることをはじめ、逼迫する医療・介護需要を減らすことができ、社会保障の担い手を増やすことなども期待されており、取り組むべき事業だと認識しております。したがって、より効果の高いものにするために継続した議論や改善も行っていくべきと考えています。

一つ目の質問です。健康寿命延伸事業により町民の健康寿命には、どのような効果が出ているか。特に健康寿命と平均寿命の差について、こちらは小さいほど良いとされておりますが、こういった傾向になっているのか伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 健康寿命を延ばすには、食事や運動習慣、睡眠、歯の健康維持などに取り組むことが必要になります。

本町の町民は、健康意識がとて高く、各事業への参加者が多くなっております。特に、自主グループになります八郎潟町食生活研究所『キャロットの会』が、様々な事業に参加し、食生活改善についてアドバイスをしております。また、運動では、令和元年から「インターバル速歩事業」を実施しております。これまでの実践者の育成は、90名。1日15分の速歩、週4日以上運動を実施しております。そして、今年6月には、自主サークルとして『インターバル速歩サークル』が立ち上がりました。49名の会員が在席しております。

健康寿命と平均寿命との差についてですが、健康寿命とは、健康指標の一つであり、算出方法については複数ございます。秋田県が発表している健康寿命の直近データで、平成30年度の資料によりますと、男性が78.96歳で女性が85.32歳となります。県内では男女とも高い位置にあります。（男性4番目、女性3番目）

確定ではございませんが、令和3年のデータで算出してみますと、男性の平均寿命は79.61歳、健康寿命は78.22歳、その差は1.39歳。女性の平均寿命は89.94歳、健康寿命は85.81歳、その差は4.13歳となります。

今後は、医療の進歩と共に、平均寿命も健康寿命も共に延びていく中で、その差は一定の幅で推移していくと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 では続いて、本事業の目的の一つである高齢者一人当たりの医療費単価、こちらの推移は、どのようになっているか伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 八郎潟町国民健康保険被保険者の前期高齢者（65歳以上）一人当たりの医療費について申し上げます。

令和元年度 471,458円

令和2年度 478,349円

令和3年度 672,422円

令和4年度 648,288円

令和5年度 542,489円

となっております。

また、八郎潟町後期高齢者医療保険被保険者（75歳以上）一人当たりの医療費につい

ては、

令和元年度	6 3 5, 8 4 9 円
令和2年度	6 1 9, 2 2 4 円
令和3年度	6 3 2, 7 6 0 円
令和4年度	6 8 0, 9 9 2 円
令和5年度	6 9 3, 2 7 8 円

となっております。

一人当たりの医療費の推移につきましては、コロナ禍の影響もあり、判断しにくい面もございますが、被保険者の高齢化、医学・医療の進歩、新技術の導入に伴う医療費の高額化により、増加傾向が続くものと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 いま答弁いただいたと思いますので、この次の質問一つといたします。
ちょっと異なる観点から質問します。健康増進はやはり行っていくべきだと思うんですが、その結果、湖東厚生病院の赤字が拡大し、結果として自治体の負担金が増えることも考えられます。これに対する町長の見解を伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 湖東厚生病院が外来診療の減ることで赤字が膨らむってことはございません。
町としては町民の医療費、また、町の医療費負担抑制に努めるのが第一と考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 今回の答弁で、外来診療が減っても赤字は変わらない、という答弁だったと思うんですけども、その理由についてお知らせください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 経営するのは厚生連でございますけども、仮にですよ、今の外来患者が10あった外来患者が5になりますと、もちろん経営が赤字が膨らむことによって、或いはお医者さんの数、看護師さんの数、業務の赤字縮小に努めることは当然だと思います。
スパンが小さくなれば、それなりに赤字額は少なくなっていくのではないのでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 ちょっとよく理解出来なかったんですけども、結果として、外来診療が減ったとしても自治体の負担金が増えることは、病院自体の経営努力によってないのではないのかという見立てででしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 あのう、そもそもですね、今の湖東厚生病院で黒字になることは考えられません。手術も出来ない、救急医療も出来ない、そういう中で医療単価が、なかなか上がってこない、そういう中では、黒字になることはありません。
私言ったのは、一つの例として先ほど言ったのであって、スパンが小さくなれば、それだけ赤字幅が少なくなるのは当然じゃないのでしょうか、ということを申し上げたつもりです。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 すいません、最後一点だけ。今、スパンというのが私ちょっと、あまり理解出来なかったんですけども。そのスパンというのは、どういった意味合いで使われておりますか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 経営規模が小さくなれば、そうなるんじゃないでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 では、次の質問にまいります。
⑥『町の将来像』についていただきます。

町長が示す町の将来像というのは、非常に重要なものであると考えます。一般的には漠然としたものでなく具体的に道筋を立てていく必要があります、将来像といっても、その期間や考え方は人や立場によって様々であるとされております。

畠山町長は町の将来を何年先まで見越し、どういった将来像を描いているのか、単独立町や合併、広域連携も含め考えを伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町の将来像は、一般的には長期的な視点での計画策定が重要で、地域の発展や住民のニーズに応じた施策を講じるために必要な時間軸として、10年先を見通すことが多くなっております。

本町においては、平成28年度から10年間のまちづくりの指針を示した「第6次八郎潟町総合計画」が令和7年度で終了となり、次期総合計画の策定作業が令和7年度内に予定されており、その中で、まちづくりに関する基本理念や将来像、基本目標が定められることとなります。

また、広域連携につきましては、議員の皆様もご存じのとおり、男鹿地区・湖東地区の消防広域化と秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合のごみ処理広域化に向けて、現在協議が進められているところでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 将来像について、もう少し詳しく伺いたいんですけども。例えば、では10年先でも構いませんが、畠山町長が描く将来、この町は消滅可能自治体としても言われておりますが、やはり少子化になって子どもも少なくなって人口も減って行くという中で、将来この町の人口はどのようになっていくのか、どういうことを想定しているのか伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 人口は…減少はしていくのは確実だと思っております。産業の振興を大きな、例えば、誘致企業の男子型、これが来れば話は別でしょうけども、なかなかそういうのは望めない現状であります。

そうした中で、先ほどから言っております…やはり農家の皆さんの農業人口、これを増やすことによって、いくらかでも人口減少の速度を止めたいという考えで今回の脱炭素事業に取り組んだ経緯もございますので。

どのへんまで回復出来るかは、予測はつきませんけども、精一杯努力していくよりないと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 以上で本テーマの質問を終わり、続いて通告の表題二つ目、「子どもの運動環境について」ご質問します。

志田千陽選手のオリンピックでの活躍もあり、「スポーツの町八郎潟町」という言葉を聞くことも多くなりました。「志田選手に続く選手がいつ出てくるか」という、オリンピックの興奮冷めやらぬ中で次世代への期待を持っている人も多いように感じます。

運動神経は遺伝的要因が66%、環境的要因が34%と言われております。次世代アスリートを輩出する上で環境的要因は非常に大きいと考えています。

子どもの運動能力は一般的に低下傾向にあると言われております。あるメディアでは、ラジオ体操で怪我をしたため、ラジオ体操を禁止にする保育園があったと報じられました。この真偽は定かではありませんが、子どもの運動能力が低下し、怪我の発生件数が多くなっているのは事実のようです。日本スポーツ振興センターの「学校管理下の災害」によると、学校における骨折は1970年と比較して2.4倍ほど増加しております。

私自身は中学校のバスケットボール部を現役時代含め、現在まで20年ほど継続して

見ておりますが、技術レベルは向上しているが、持久力・体幹などの基礎運動能力は低下しているのではと感じております。身体接触の伴う競技ほど、より高いレベルの基礎運動能力が最も重要でございますが、もしこれが子どもの運動環境によって左右されるのであれば、アスリートを育成していく上でも、あるいは健康的な生活を送る上でも重要な問題であると考えます。

子どもの運動能力の発達には、幼少期に色々な動作を取り入れることが重要とされておりますが、八郎潟町の公園の遊具は年々減少し、子どもが外で遊べるような環境が減ってきていると感じています。

そこで八郎潟町における子どもの運動環境に関して質問いたします。

まず初めに、八郎潟たいようこども園では、子どもの運動について、どのような観点から、どのような取り組みを実施しているのか答弁を求めます。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 議員のご質問にお答えします。

八郎潟たいようこども園の令和6年度教育・保育計画によりますと、園の教育・保育目標の一つに「心身の健康をつくり出す力の基礎を培う」ということを掲げております。さらに、重点目標として「園内研究の充実」を掲げ、研究のテーマを「からだを動かす意欲を育み、『健やかな子ども』を目指す」とし、副題を「子どもが心はずませる運動遊びの実践を通して」と設定して、運動の機会の確保や多様な運動を体験させる実践等を重ねているところであります。

また、子どもたちの身体能力の基礎を培っていくためには、子どもたち自身が「やってみよう」「おもしろい」「もっとやりたい」と感じ、活動意欲を高めることも重要な要素となります。このような視点から環境の構成や保育者の援助のあり方について探っていく、PDCAサイクルを機能させて、子どもたちの育ちを支えていく取り組みがなされております。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 素晴らしい観点だなと思いました。

続いて、今度は中学校の運動教育についてお伺いします。

八郎潟中学校では現在、「文武両道」「弘毅日に新たなり」を校訓としております。

校訓の影響は学校だけにとどまるわけではなく、住民にとっても重要な共通理念とされていることなどから、文部科学省でも校訓を活かした学校づくりを推進しております。

そこで、八郎潟中学校の校訓「文武両道」の定められた背景について、いつ、誰が、どのような目的で定めたものか伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 「文武両道」が八郎潟中学の校訓と定められた経緯について調査いたしました。

ですが、期待していた情報を得ることはできませんでした。

しかし、平成5年に刊行された創立30周年記念誌に、学校創立以来の校是（学校経営の根本的な考え）、その校是であった「文武両道」に、新たに「弘毅日に新たなり」を加えて校訓とした、という記述がありました。よって、「文武両道」は、昭和38年の学校創立当初からのものであることは間違いないと考えます。

また、この言葉を選定したのは、おそらく当時の校長先生を初めとした学校関係者の皆様であつたろうと推察されます。

一般に学校の校訓は、その学校の教育理念や教育方針を象徴的に示すものであり、保護者や教員、地域の願いを反映して、生徒が学校生活を送る上での指針となるものです。

その意味では、「文武両道」の校訓は、学術文化とスポーツの両面で心身を鍛え、調和の取れた人間に育って欲しいという、時代を超えて八郎潟中学校に受け継がれてきた「願い」を表すものであり、さらに、学友と切磋琢磨しながら文武両面で努力するという八中生の心意気を、今後も末永く大切にしてほしいという「祈り」が込められているのではないかと考えます。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 それでは、その校訓を基にした具体的な教育活動というのは、どのように行われてお

り、また他の学校と比較すると、こういった特色があるのか伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 八郎潟中学校では、学校経営の全体構想の中に学校が目指す教育の基本理念として「文武両道」を位置付けております。生徒が学業、芸術文化とスポーツの両面で調和のとれた人間に成長することができるよう、バランスのとれたカリキュラムを編成するとともに、指導する教職員が、目指す生徒の姿や共通実践事項を共通理解して日々の教育活動に取り組んでおります。また、議員もご案内のように、文武両面において保護者や地域住民が中学生のために惜しみなくご協力・ご支援してくださることで、活動の充実が図られております。

他校と比較した特色としては、八中の生徒だけでなく、保護者や地域の皆様にも「文武両道」の校訓が浸透していることが挙げられます。学校はこれを意識して活動し、周囲の皆様から文武両面でご指導・ご支援・ご声援をいただき、評価していただいております。また、校訓が、生徒の目標設定の高さ、そして周囲の期待度の高さにも反映しているのではないかなと思います。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 それでは、時間ですので次に入ります。
本町の小学生、中学生の運動能力の推移、こちら、どのようにどうなっているでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 ご質問にお答えします。先ほど議員がおっしゃいましたように、今の子ども達の基礎体力や運動能力は昔と比べて低下しているように感じられます。

しかし、スポーツ庁が毎年実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を見ると、少なくとも、平成20年以降は、「運動能力が低下してきている」と断定することはできないようです。

この調査は、全国の小学校5年生と中学校2年生を対象に、反復横跳びや20mシャトルランなど8種目について調査を行うものです。

この調査で、平成20年度から30年度までの8種目の合計点、
(一般質問持ち時間五分前ベル)

体力合計点の推移をみますと、小学校男子は横ばい、小学校女子と中学校男女は上昇傾向にあり、どのカテゴリーでも平成30年度がピークになっておりました。その後、令和元年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響により、全カテゴリーで合計点激減しておりますが、令和5年度から徐々に回復傾向にあるようになっていっていると出ております。

本町の小・中学生についても、八小の5年生、それから八中の2年生について、数年に渡り調査記録を見てみましたら、概ね全国と同じ傾向にあるといえます。ただし、体力合計点を比較すると、ほとんどの世代で全国平均や県平均を上回っておりますので、本町の小中学生の体力は高い水準にあると言えます。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6 番 京極幸村 時間の関係で、次のケガの部分についての質問といたします。
そして最後の質問にまいります。

いま、運動能力っていうのは基本的に変化していないという答弁でございました。しかし今後、子どもの運動環境が変わってくると、またそうではない可能性が考えられます。

例えば、小学校においては、併設校になった影響からか、いま遊具で遊べる場所がすごく少なくなってきたり、駐輪場の横に、雲梯・鉄棒・ブランコがあるのみとなってきたりしております。

こうなると外遊びをする人が減ってきたから、遊ぶ場所が減ってきた、というのもあると思いますが、魅力的な遊び場所が無いと外で遊ぶ子どもも減ってくる。そういったようにもなるのかなと危惧しております。

そこで、公園や学校における遊具の設置・撤去の考えについて、答弁を求めます。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 まず、町内にある公園の遊具について述べます。都市公園法に基づく公園は、町内に6か所あり、中羽立公園は健康増進、憩いの場としての総合的な体育施設として、また、5か所ある児童公園は子どもが安全に遊べる施設として開設されております。開設当時、児童公園にはブランコや滑り台と主として、数多くの遊具が設置されておりました。併せて議員が言われるような、遊びながら運動機能を伸長させる複合遊具なども各所に設置されておりました。これら公園遊具は鉄製であり、経年劣化により撤去され、更新はブランコと樹脂製の滑り台にシフトしてきております。かつて各所にあった雲梯や鉄棒などの運動機能遊具は、利用状況や維持管理上から姿を消しつつあります。現有遊具は維持管理を進めつつも、機能を果たせなくなったときは、撤去の方向で考えております。

次に小・中学校にある遊具ですが、校舎南側の駐輪場の隣にブランコ、雲梯、鉄棒を設置しております。これは、小中併設校の開設を機に設置されたもので、限られた敷地内で効果的かつ安全に利用できるように専門家と学校関係者が協議を重ね、種類を精選して設置したものであります。

主に休み時間や昼休みに小学生が頻繁に利用しておりますし、小・中学校の体育の授業でも活用されております。利用頻度が高いために、今後も点検・整備を定期的に行って、子どもたちが安全に利用できるように配慮してまいります。

議長 伊藤秋雄 はい、京極幸村君。

6番 京極幸村 ご答弁ありがとうございました。以上で私の一般質問を終了します。どうもありがとうございました。

議長 伊藤秋雄 これにて6番 京極幸村君の一般質問を終わります。
次に、9番 金 一義君の一般質問を行います。はい、9番 金 一義君。

9番 金 一義 はい、金です。よろしくお願いします。

質問に入る前に、先ほど1番さんの部分と被るところがありますので、そういうところは飛ばしていきたいと思います。

まず、質問1として、「畠山町政の行政執行の基本的な考え方と最優先事項について」について質問いたします。

畠山町長が町長に就任されて、早いもので今回の改選で5期目に入りますが、行政の長としてどのような基本的な理念の考えで、また何を我々町民のため最優先事項として、この16年間で町政執行にあたってきたのか。また、達成度は、いつ何%かも、ご説明ください。さらに、なお、最優先課題に、これからの5期目の4年間の考えも併せてお知らせいただければありがたいです。さらに、今期の町長が最大の目標に掲げている脱炭素事業と、それと同時に付随して冬期農業収益化に注力とありますが、私ども町民も、どのような施策か期待して注目しております。よろしくお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えいたします。

町長に就任した当時の社会情勢は、少子高齢化の進行を本格的に迎え始めた時期でもありました。経済的にはリーマンショックの影響で雇用情勢や経済成長に対し、様々な懸念が高まっておりました。

町長に就任してからは、町財政基盤の強化を最重要課題として位置付け、町民と行政が信頼関係を築きながら、まちづくりを進めていくことを基本理念とし、これまで町民サービスを低下させることなく改善を図ってまいりました。

5期目の町政運営につきましては、先ほどの質問でもお答えいたしましたが、現下の厳しい社会情勢において、町民が安心して暮らせる環境を整えるために、子育て世帯の経済的負担軽減の取り組みや、健康寿命の延伸と高齢者の生きがいがづくりの取り組み、関係人口・交流人口拡大の取り組み、脱炭素と経済循環を両立させた持続可能な農業の取り組み、物価高騰の影響を受けている町民の生活支援及び地域経済を下支えする取り組み、防災意識の高揚と災害に強い町づくりの取り組み、地域コミュニティの活性化を図る取り組み、学校体育活動の充実と生涯スポーツ支援の取り組みについて進めてまいります。

冬期農業の収益化の質問につきましては、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す取り組みを進めながら、多角的な農業経営をすることで、農家の収益性の向上を図り、脱炭素と経済循環を両立させてまいります。

議長 伊藤秋雄 はい、9番 金 一義君。

9番 金 一義 ありがとうございます。ただ今、人口交流の話があったんですけども、我が町の件ですけれども、秋田県民が選んだ県内に住みたい町が発表されておりましたが、これを見ますと、上位に次のような市町村が選ばれております。1位が山本郡三種町、2位が秋田市、3位がにかほ市、4位が大仙市、5位が由利本荘、6位が横手、7位が美郷町、8位が能代市、9位が潟上市、とありますが、残念ながら我が八郎潟町は、この上位ランクにはされておりましたが。

この4年間、まあ、お話しされたように、人口増やす、どうのこうのってございましたけれども、この上位に選ばれなかった考え方が、どっかにあるのかどうか、何が原因で住みたい町にランクされなかったのか。そこらへん、もし、考えがありましたら、こういう原因でなかったかなということがありましたら、よろしくをお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 あの調査がどのような調査方法か、ちょっと私も分かりませんので、お答え出来ませんけれども。あの数字、順位っていうのは、なかなか変わらなくて、そのまんま何年も同じ市町村が上位にいるってことらしいそうです。

私自身は、災害の無い町で暮らしやすいし、交通の便も良くて暮らしやすいと思っておりますけれども。まあ、なんで選ばれなかったというのが、ちょっと分かりません。

議長 伊藤秋雄 はい、9番 金 一義君。

9番 金 一義 あのう、我々も今、町長がお話しされたように環境としては非常に良い場所なんですけれども、何が足りなくて、アピールが足りないのか、それとも県民に対する宣伝っていうんですか、そういうのが足りなくて、こういう状態なってるのか。そこらへんが、もし疑問な点が、県の首長さん会議とかには、こういう話し出るのか分かりませんけれども、そこらへんとして…ここらへん改善すれば、もしかすればって感じがあるのか。いつも町長は、コンパクトな4キロ四方の町云々では言われております。そうするとまず、普通だと住みやすい町にランクされても良さそうなんですけれども。それが入らないとなると、何が大きな原因だと…役場全体として考えているのか、そこらへん、もう一度お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 常に、そういうことは考えてはいるんですけども、先ほど申しましたとおり基本的な考え方を進めていくことが重要なことではないでしょうかと思っております。

どういう調査で、ああいうふうな結果が出たか、何回も言う…分かりませんけれども、住みやすい町のために頑張っていかなければと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 そこらへんは、まあ何回も言うわけでないですけども。先ほどから農業の云々っていうような、住みやすい感じであるんですけども。やっぱりこう、もっと宣伝っていうか、八郎潟町を売り出す何か良い施策を考えてやってもらえれば。我々町民もそうなんですけれども、町としても率先して町を売り出す一つの方策を考えていただければ、ありがたいと思います。

次に、関連してあれなんですけども、6次総合計画後期基本計画にあります、次の文言についてお聞きします。

「前期基本計画の主要施策として位置付けた事業については継続し、主要施策として位置付けの無かった事業であっても今日的課題として早急な取り組みが必要なものは後期基本計画において新規主要策として採択し、年次計画に沿って事業の実現化を図る」とありますが、この文言にあるように、新規主要施策として採択された事業がありましたら、その中身をお知らせください。どのような事業が採択されたのかも。また、現在継

続中に町民に委託を与えているのかも示していただければ、ありがたいです。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 質問にお答えします。いま議員言われたのは、6次計画の前期計画と後期計画の、後期計画に帰している部分の話でしょうか。

9番 金 一義 はい。

総務課長 村井健一 すみません。それにつきましては、手元に後期計画持って無くてですね、ちょっと確認出来ないの、確認してからお答えするというかたちにさせていただきたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 結局、今なんでかっていうと、町長がやっぱり5期目の町のね、作り方の施策ってことを考えておるので、この、我々に後期計画の資料も配布されております。それは、我々時々見ておって。で、どういう部門が今話したように取り入れられたのかっていうことで、今、お聞きしたところでした。

それはまあ、特別なあれだったので、後でもよろしいですけども。それとあのう、大型事業への町民の財政不安と、今後の対応について一つ目ですね。二つ目、2025問題に伴う施策と産業の振興についてと、以上の問題点等を抱えて町の産業を支えるための若年層人口策は喫緊に値する大きな問題だと思います。先ほどから話しておりますけども、我が八郎潟町が今後ますます発展するために、口先だけでなく実行に移していく過程を示していただければと思って、今…。先ほどからお話しされておりますけども、もう一度こちらへんがありましたら。

町長 畠山菊夫 今の質問の中身がちょっと分からない…

9番 金 一義 ああ、ああ、要するにですね、結局何やっても、大型事業とかいろんな事業やってきました。大型事業、まあ、役場建てるとか、そういう事業費問題とかが、まずね。町民方がどう考えているのかとか、っていうことの大きな問題です。事業費の負担ですね。町を持つていくための負担の。だから、町民方が、どのように考えているのかと。それと、先ほどから2025、2025年問題、もちろん脱炭素問題ですけども、それと鑑みて今後この町を、どのような方向に…先ほどからの話の中身の続きなんですけども、町長としてもっていければっていうことで、今、もう一度改めてお聞きしたところです。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 まああのう、大型事業、これ何期にこう…2期目、1期目は先ほど言いましたとおり財政、これやっぱり早い速度で改善が図られたことは事実でございます。

そして、2期目には、えきまえ交流館「はちパル」、これあのう、これも運が良かったと言えいいですか、県の共同プログラム事業、これがありまして、私自身は、あそこは早く整備したかったという思いがございますので、それも少ない予算で補助金をかなり利用出来たので良かったなあと考えております。

この役場庁舎に関しましては、本当に良く早く建てる事が出来たし、また良い時期に建てたなあと考えております。

それから、脱炭素事業ですか、これにつきましては、先程来から言っておりますとおり、やはり産業振興を目的に、これから取り組んでいきたいと思いますという事業でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 まあ、我々はあれだけでも、町民の方々は、やっぱり今、事業やってきたことの財政は大丈夫なのか、というような心配でお話される方々もおりますので、それで今、そういうことで、お聞きしたところです。

結局、町も小さい町でね、そういうかたちで「大丈夫なのか」と。そういうことで、こちらへんのあれ…

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 それにつきましては、金さんも議会選出の監査委員として見ておるとおりだと思いますので、まあ、ご心配されないくらい状況は良くなったと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9 番 金 一義 ありがとうございます。

次にあのう…ですけども、昨日の町長の行政報告にありました脱炭素事業委託者をプロポーサルで公募したところ、2社の申し込みがあったと。今、その中の「ライノジャパン」ですか。「ライノジャパン」を選定したとありますが、申し込みがありました、もう1社のお名前を、お知らせいただけますか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 申し訳ありませんけども、もう1社のお名前につきましては、その会社の業績も繋がっていく可能性ありますんで、ここでは申し述べることは出来ません。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9 番 金 一義 ああ、そういうものですか。入札なんかだと入札業者入っているんだけど、プロポーサルの場合は、っていうかたちなってるわけですか。そこらへん、お知らせ出来ないってことは、そういう秘密性が…秘密性があるってことですか。そこらへん、お知らせください。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 入札につきましては、金額で分かるんですけども、こちらについては今回、2社でございますので、申し訳ございませんけども、その2社目につきましては申し述べる事が出来ません。

9 番 金 一義 いま、町長さんが…

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君、手挙げて。

9 番 金 一義 んんと、あのう、これ、なんでかっていうと、昨日の行政報告にありました、この会社ですけども、これあのう、今回の脱炭素の業績っていうのは、ある会社なんでしょうか。そこらへん、お知らせください。

議長 伊藤秋雄 はい、相澤産業課長。

産業課長 相澤重則 会社の概要書見ますと、再生可能エネルギー事業等も行っていますので、こちらおそらく太陽光パネルの設置の部分だと考えております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、ちょっと金さんよ、質問書に従ってちょっとずつやってもらいたいなと。まるっきり無いとこやれば、当局も困惑してるような状態ですので。

9 番 金 一義 いやいや、これね、結局25日の締め切りのプロポーサルの締め切りだったことだったので、まあ、26日までの一般質問の提出期限だったんですけども。25日の日、我々出したわけですよ。そしたら、25日のプロポーサルの締め切りで、この業者が決まったと。というお話しであったので、でまあ、昨日の説明がね、昨日だったのでお聞きしても大丈夫なのかと。あと聞く機会が、しばらく無くなるからね。それで今、まだ頭の中が冷めてはいないと思って、この問題を聞いたところですけども。まあ、答弁出来なければ、ないんだけど。自分としても、この会社の中身のホームページなんかを見てきたので、そこらへんでお聞きしたいなと。それで質問してるんですけども、そこらへんダメですか。

議長 伊藤秋雄 答弁出来ますか。はい、小野副町長。

副町長 小野良幸 今回のプロポーザル審査会でございますが、これは事業の実施の可能性の高い事業者を選定しております。町ホームページのほうでも、その結果については公開しております。その選定理由といたしましては、企画提案書において委託内容で指定しているテーマを上手く盛り込んでいる点。それから、実施及び持続可能な体制を構築し、実施事業者の見込みが明確である点。それから、脱炭素の推進のみならず空き校舎及び町有地全体を活用した点。などが優れた提案であるということで評価いたしました。

事業者が誰であるか、どんな事業者であるか、ということ以上に今回の町が求めている点について高い評価点を得たということで、「ライノジャパン株式会社」に決定しております

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9 番 金 一義 この会社は、そういう事業が…私間違ってるか分からないですけども、なんか取り扱ってなくて…なんていうんですか、土木建設会社関係ではないかと思うんですけども、違いますか。建築施工会社で、商社であって、この中身を見ると、そういう事業っていうのは全然取り扱ってなかったんで、それでお聞きしているところですけども。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 金さん、質問していってもらえれば、その過程で、今のご質問も答弁も出て来ると思いますので、あのう、沿って質問していただければなあと思います。

議長 伊藤秋雄 金さん、いま…町長からも…

9 番 金 一義 分かった、分かった。

議長 伊藤秋雄 町長からも言われてましたが、通告書に従ってこうやってもらいたいと思います。はい、金 一義君。

9 番 金 一義 はい、じゃあ次に移ります。

「我が町の脱炭素型地域活性化事業構築をどう進める」ということで質問します。

まず、初めに自分としては、この事業に反対の立場ではございません。この脱炭素社会は国も進めてる大きな課題です。なかなか紆余曲折する中に質問させていただきますけども。

令和3年度12月に八郎潟町脱炭素型社会構築事業委託報告書では、計画された脱炭素型社会構築事業では、廃校となった、まあ先ほども話しとってあれですけど、旧八郎潟小学校周辺公有地において、最初の場合は、もみ殻バイオマスボイラーなどの熱源利用を活用したバイオマス資源の熱利用の実現可能性やイチゴ栽培とありましたが、その時も質問させていただきましたが、今回また新たに町長公約にあります冬季の農業収益化として具体的な施策は4年前から検討を進めてきた脱炭素などに関する取り組みと結び付けて実施するとあります。

また、ここには前段でも伺っておりますが、冬期農業収益化とありますが、先ほども答弁されたおりましたようですけども、もう一度、ご答弁お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 はじめに、町のこれまでの取り組みについて確認の意味で、再度ご説明申し上げます。平成29年度の分散型エネルギーインフラプロジェクト事業を契機に、町では産業振興を再生可能エネルギーの活用で実現していく事業の実現に向けて調査・検討を開始し、平均30年3月にその検討結果を報告書として策定しております。

その後、じゅんさい事業など個別に実施された事業もありましたが、様々な検討を重ね、令和3年に公益財団法人日本環境協会の補助を活用し、一歩踏み込んだ検討を行ったのが、議員もご承知のとおり「八郎潟町脱炭素型社会構築事業委託の報告書」でございます。

本書は、1ページの目的にも記載しておりましたとおり「本町の温室効果ガスの排出量の実態及び将来予測を行ったうえで、2050年のカーボンニュートラルに貢献し、かつ持続可能なまちづくりに資する事業モデル並びに、モデル実現に向けた関係者の役

割等についての検討を行ったもの。」とあり、脱炭素を推進し現状整理と将来予測を行ったうえで、農業や太陽光発電のモデルについて検討し、温室効果ガスの削減の算定を行ったものでございます。

以前にもご説明しておりますが、あくまでも本委託による成果品の提案は、町として実施することを決定したわけではなく、様々な可能性を調査した結果の一つとなります。実際、日本環境協会に、本委託により得られた成果品の内容を変更して脱炭素の推進を行ってよいか確認をしたところ、より実効性が高く尚且つカーボンニュートラルに資するのであれば事業内容の変更については不具合がないと、それに伴い補助金の返還もない旨の回答をいただいております。

そのため、令和3年度の成果品を基に町では実現可能な脱炭素事業の方向を模索し、その間には令和5年度の「あきたゼロカーボンアクション宣言」や令和6年3月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定をすることなども併せて行ってまいりました。令和6年度はこれまでの経緯を踏まえて、6月定例議会に新たな可能性を調査・検討するための旅費などの予算を計上し、9月定例議会においては、町と共に脱炭素事業について調査・検討し実施する事業者を募集する委託費の予算を計上しております。

なお、9月3日の全員協議会で説明しました「旧八郎潟小学校校舎等を中核とした脱炭素・地域活性化事業の概要」につきましましては、あくまでも説明時点での町の事業構想であり、今後、事業の追加、変更、削除など考えられますので、ご承知くださいとお伝えしているところでございます。

今後は、行政報告でもお伝えした委託契約相手である「ライノジャパン株式会社」と共に、提案された事業を町及び町民並びに各関係機関で構成されました協議会を設立しまして、そこで調査・検討した結果を踏まえまして、農家所得の向上の実現を目指した施策の実施を推進してまいりたいと、そのように思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 まあ、あのう、これ関連するようなんですけども5選…町長のね、取材でこのように述べております。「公約とした冬期農業の収益化、具体的な施策は4年前から検討を進めてきた脱炭素等に関する取り組みと結び付けて実施する。旧八郎潟小学校と周辺を活用してバイオマスの発電会社を設立、冬期間でもハウス内で野菜等を栽培出来る体制を構築する。平地が多く積雪が少ない八郎潟の特徴を活かし農家の所得を増やし、人口減少の抑制や農家の担い手不足の解決に繋げたい」ということをお話ししておりますが、まあ、そうすると非常にありがたいと思います。

今回の計画を見ますと、バイオマスの発電会社を設立し、冬期間でもハウス内で野菜栽培を出来る体制を構築と、先ほどから答弁してありますが、先の事業計画の作成を日本総研さんが前回999万円の費用をかけて事業委託書を作成して出来ました。その時の計画の作成と今回の作成計画事業と見ますと、大きな違いの事業展開ですが。また、どうして、このような事業展開なったかのご説明ください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほど説明したとおりでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 ただね、あのう、前の場合はバイオマスボイラーでやるんですけども、今回は、我々いま見てる感じだと発酵で熱源を得るというようなことなようですね。そこらへんの違いをちょっと、このかたちになった違い。同じもみ殻を使うんですけども、要するに最初の日本総研さんで出た時はボイラーでやるやつで、まあ、場所は同じですけどもね。で、今回の資料見ますと、熱源は発酵なようなんですけども。その考え方の違いは、なんでここへきたのかなと、そこらへんです。ちょっと簡単に。簡単にでいいです。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 前はあのう、バイオマス発電でも燃やすということを、当時はそれが確立化されておりましたので、そういう考えでありますけども。発酵させて、そしてメタンガスにして、それを熱供給、で、発電を起こす、そしてまた、もみ殻・稲ワラそうしたものを活用したものをまた元に戻す、そういう新たなものが確立されてきましたので、そういうものに

移行したということでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9 番 金 一義 この計画は、先ほどのあれだと4年位の年度をみてってことだったようですけども。その先ほどの1番さんの答弁にね、この計画は4年位の頻度だっているような、私、聞き間違いなければあれですけども、その感覚でよろしいでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほども、お答えしたとおりでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9 番 金 一義 じゃあ、次に入ります。
3問目です。「旧八郎潟小学校校舎等中核とした脱炭素・地域活性化事業について」お聞きします。
事業目的として2050年カーボンニュートラルを見据え、旧八郎潟小学校校舎を活用した事業を展開し、脱炭素と地域の活性化を図るとあります。
旧八郎潟小学校は敷地面積、約3万8千平方メートルの鉄筋コンクリート造り2階建てで、1975年の完成から49年が経過してます。町長は、旧八郎潟小学校校舎の活用については農業、特に園芸と絡めた活用策を検討しているとあり、令和3年には、国の脱炭素の動きに追従し、バイオマスの有効活用を目指すとあり、具体的な内容は実現可能性が見えてから明らかにしたいとありました。
今回、この事業に実現可能性が見えたからだと思いますので、今一度、地域に対してどのようなものか、その構造を示していただければ、ありがたいです。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 全員協議会の説明時点での事業構想でございます。
この後、金さん、いろいろご質問A)・B)・C)の中で、具体的な内容についてご質問されておりますけども、具体的な事業内容につきましては現在、何も決まっておりますので、お答えすることは出来ません。
今後、先ほど申し上げました協議会において各種事業の調査・検討を行いまして事業実施に向けた討議を進めていく予定でございます。
委託者選定にあたり、業者から提案された事業の詳細については、ここでの答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9 番 金 一義 次に事業構想の概要について、じゃあ、ちょっとお伺いさせていただきます。
A)メタン発酵バイオマス発電(乾式)について
発電となれば年間のサイクルだと思いますが、原料とあります「もみ殻、稲ワラ」等、トン当たりの発電量を如何に想定しているか。また、原材料を年間いくらの使用料を想定しているのか、町の農地面積での原料で賄い出来るか。また残渣については農業肥料として再利用とあるが、有料か無償化か。有料であれば売価はいくらになるのか。また、売電については町有施設へとあるが具体的なバイオ発電量と使用する町有施設は。また、この設備を町で設置するのか。考えをお示しください。施設稼働を何年に設定して計画されているのかも、併せてお知らせいただければ、ありがたいです。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 金さん、すみません。先ほどもお答えしたとおり、今のご質問は、金さんがA)・B)・C)についてご質問されましたけども、具体的な内容につきましては、今現在、何も決まっておりますので、先ほども言いましたとおり、この後の協議会の中で事業を揉んでいく予定としておりますので、今の時点でA)・B)・C)に関してはお話し出来ないってことを申し上げたところでございます。ご理解していただければ。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9 番 金 一義 いや、けども、ある程度の、この事業に入るためにはゼロではないと思うんですけども。そこらへんの、まるっきりゼロではなくて、この脱炭素のものに入っていくのですか、そうすると。そこらへんは、やっぱりある程度、お宅がたの、それなりの構想があるんでないかと思うけども。そこらへんを私、聞いているだけであって。ゼロってことではないかと思うけども。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 ゼロではないことは確かでございますけども、ある程度の構想が見えてこなければ、このお話しは出来ないわけでありまして、そこをまあ、ご理解いただきたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9 番 金 一義 大潟村ではね、クボタが2025年にも稲ワラを発酵させてガスを取り出す実証を始めると思います。

また、バイオガスの生産能力を稲ワラ1トン当たり400kgに高め、30年頃にも事業化に踏み切るとあり、また、そのガスを周辺の農家等に販売と。まあ、大潟村の場合は、こういう事業者があります。

そこらへんも鑑みて我が町もこういう事業立ち上げてるのかなあと思って、今、お伺いしたところであります。

すると、A)・B)っていうのは、これはダメだってことだから…

じゃあ、三つ目として、水耕栽培の例として、ベビーリーフ栽培等とありますが…じゃあ、これも全然、仮定ってことで、まあ一つの空想のことを書いたものですか、そこらへん、じゃあ。

議長 伊藤秋雄 はい、小野副町長。

副町長 小野良幸 空想ではございません。今後、協議会の中で具体的な事業の内容、それから、作物、規模、どの位の脱炭素になっていくのか、事業費はどの位になっていくのか、ある程度のかたちが見えてきた段階で議会のほうには説明していくことになります。先走っていろいろお話しすると、またいろんな支障が出て来たりする場合もございますので、どうぞ協議会の話し合い、そこまで待っていただければと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9 番 金 一義 そうすると、我々には9月にこのような物配っております。この中に、そういうこと明記してあります。それは分かりますか。これあのう、全員協議会の時に、要するに八郎潟小学校校舎等を中核とした脱炭素地域活性化事業の概要ってことで、我々にこれ、皆さん持ってると思います。結局、我々こういう物配布されると、その物によってやっぱり、それなりの、どなたもそうでしょうけども、注視して勉強するなりそうするわけです。それが全然こうこうだよってことになると、我々に配布した、ただ、じゃあ最初から配布しないほうが良かったかと思うんだけども。じゃあ、何の意味で我々にこれを配布したんですか、そこらへん。これ、我々がそうすると、結局、勉強材料としてやっぱり考えておるわけですよ。ねえ、町長ね。こういうの、ちゃんと配っております。みんなもらっておると思いますよ。それに基づいて、今の話、総合的に聞くと、まだゼロの物だから、こういうことだっていうことなんだけども。じゃあ、ゼロの物をなんで我々に配ったのかってことです。な。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 ゼロではないです。

9 番 金 一義 じゃあ、答弁あるでしょ。

町長 畠山菊夫 例えば、こういうものを事業構想の中でありましてよっていうことを、例えばの話で、こういう事例もありますよ、そういうものもありますよってことで、皆さんに示したこと

でございます。

この後、「ライノジャパン」さんが、異なるいろんな事業所、関連ある事業所と、いろんな提携をしながら、いろんなものに取り組む提案をされてくると思いますけども、そうしたことをこの後の協議会の中で揉みながら精査していくということでございます。ゼロではなくて、こういうものもありますよっという意味でご理解いただきたいと思います。これやりますよ、ってことではございません。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9 番 金 一義 この頭にね、こう書いてあるんですよ。「旧八郎潟小学校校舎等を中核とした脱炭素地域活性化事業目的…」ですね。「2050年カーボンニュートラルを見据え、小中学校等を活用した事業を展開し、脱炭素と地域の活性化を図る」、それでこうあって事業構想の概要ってことが出てきてるわけです。

そうすると、我々はやっぱり、これ皆さん誰も同じことで、こういう資料見ると、ね、やっぱり、ああ、こういうのやるんだなと、この中で違うのも出てくるでしょうけども、こういうの計画されてるんだなと、誰しも、まあ、思うと…違うのか、それ、考え方違うすか、町長。この中、この文言で我々見てるんですよ。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 9月3日の議会全員協議会でご説明しましたけども、旧八郎潟小学校を中核とした脱炭素地域活性化事業の概要につきましては、あくまでも説明時点での町の事業構想であり、今後、事業の追加・変更・削除等も考えられますのでご承知くださいということを議員の皆さんにお伝えしております。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9 番 金 一義 我々はやっぱり、この文言、文書でね、把握するわけですよ、文書で。まずね、口約束だったら分かるけども、こうやって詳細に文書で書いてあります、このものは。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山…

9 番 金 一義 まず、町長いいです。いい、いい、いい。あとあのう、職員さんが3人、4人ですか、先進地視察で行っておるようですけども、まあ、行った先は、これにあるけどもね。どういふのを見て来たのかなあということで、そこらへん。これは町長でなくても、行った人だ。

町長 畠山菊夫 前に言いましたけども。

9 番 金 一義 いや、も一度聞いている。

町長 畠山菊夫 ああ、も一度…

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 以前にもお話ししたことあると思いますけれども、7月の1日から3日にかけて、静岡方面と関東地区の方へ出張しております。2日の日につきましては、静岡県磐田市、こちらの方でメタ発酵プラントのほうを視察しております。御前崎市のほうにつきましては、循環型農業ということで牛糞から堆肥を作ってる現場を視察しております。3日目につきましては、東京都の有楽町、国際フォーラムということで、旧小学校校舎の補修改修材のほうを視察いたしております。午後からは横浜市において、急速凍結機ってことで瞬間で凍結出来る機械のほうを視察いたしております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9 番 金 一義 そうすると、この視察の結果として、今これから向かおうとしている事業に対する参考になった地域ってのは、どこらへん、全部…全部じゃないと思うけれども、我が町に、これからやろうとする、ま、ま、この、決めるのは組織の中で決めるってことになってるけ

ども。結局、あんだがだが主導して説明していくと思うわけですけども。どれが、取り掛かれれば取り掛かりやすいのかなということを、頭の中にあったのかどうか、そこらへん。

議長 伊藤秋雄 はい、答弁あるすか。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今回の視察の中で、そういうのが、もしかしたら提案としてあるかもしれません。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9 番 金 一義 そうというのは、ってことは、どういうことですか。この具体的には、2 日の日に磐田市と云々とありますけども。要するに、あの…

町長 畠山菊夫 先ほど説明した…、分かります？

9 番 金 一義 いやいや、だから、この中で行った先、これももみ殻の云々とか、どうのこうのってあるんですけども、いま取り掛かろうとしているものに、どのくらいの、この行った先の活用が出来る部分があったのかなということで、そこらへんなんです。
要するに、関東と…ね、町長ね、関東と東北とは全然気候が違うじゃないですか。だから、そこらへんの違いがやっぱり…っていうことで聞いているわけです。やっぱり、関東と東北は気候の寒暖差が激しいし。だから、このものを、ほとんど関東の方でしょ。まず行った先はね。ここらへんの県内の先進地じゃなくて、要するに関東の方。だから、そこらへんの違いが、合わせてみて本町には、どういう仕組みが合うのかなと思って勉強はしてきたと思うので、そこらへんの考え方をお願いしたいってことで質問してるわけです。

議長 伊藤秋雄 はい、副町長。

副町長 小野良幸 全員協議会で説明いたしました事業構想段階での事業につきましては、今回視察した先の事業のほぼ、やれるなあという想定で全員協議会で、この事業構想ということでお話ししております。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9 番 金 一義 要するに、そうすると、やれるなあということは、まあ、やるっていうことだと思うので、この資料に添付されておったのが、おたくがたが公費で視察して研究されてきたと思います。
けども、この概要っていうのは、まだ全然取り決めなっていないってことで、質問の中身には答えてもらえませんでしたけども。けども、こういうのがあった、じゃあ、こういうのが頭にあるんだよということだけで把握すれば、よろしいですか。そこらへん、こういうのを頭に、考えの中にあるんだよと、このものはね。この通りやらないんだと。
んだから、こういうのを基にしてやりたいんですよと、いうことの、この町の考え方なのか、そこらへん。まだ決まっていないってことは、今さっきから分かりました。
ただ、我々がこの概要が配られたから、そこらへんで、そしてまた行った先のことがやれそうだと。だから、そこらへんの考え方、もう一度まとめて。行った人、副町長でも、お知らせください。

議長 伊藤秋雄 はい、小野副町長。

副町長 小野良幸 視察先でいろいろ勉強してまいりました。これは、いけるだろうということでの全員協議会での説明ではございました。

実際、その事業構想を事業として現実にするために、その脱炭素と農業振興、これを兼ね合わせた事業ということでプロポーザルの提案を全国に発信しました。その結果、東京都内の 2 社が応募して今回の事業者に決定したということでございます。

決定した事業者さんのご提案の内容、これはあくまでもまだ提案段階であります、実際我々が見て来ました技術的な、もみ殻を使ったバイオマス発電云々、についても当然実施している業者でございます。

そこは今後、協議会の中で正式決定をみながら、町の事業として正式に決めていくと

いった手順を踏んでいるつもりでございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9 番 金 一義 はい、これで、終わります。

議長 伊藤秋雄 終わるすか。じゃあ、あの、ちょっとよ、さっきの言葉、ちょっと訂正してもらおう。

9 番 金 一義 何ですか。

議長 伊藤秋雄 あのう、「おたくら」という言葉が出て来たんだって。

9 番 金 一義 ん？何？

議長 伊藤秋雄 「おたくら」って。

9 番 金 一義 分かった、分かった。

議長 伊藤秋雄 それ、「当局」ですね。へば、そういうどごで訂正していただく。

9 番 金 一義 はい。すみませんでした。どうも、よろしくお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい。これにて、金 一義君の一般質問を終わります。
それではここで昼食のため、午後 1 時 30 分まで休憩いたします。
(午前 11 時 54 分)

(休 憩)

(再 開)

(午後 1 時 30 分)

議長 伊藤秋雄 それでは、午前に引き続き再開いたします。
次に、11 番 柳田裕平君の一般質問を行います。はい、11 番 柳田裕平君。

11 番 柳田裕平 柳田裕平でございます。今回の私の質問は表題で二つほどでございます。

1 番の表題が、「「はちらぼ」の現況と今後について」。2 番の表題が、「役場新庁舎の雨漏りについて」でございます。

なお、1 番の項目で 4 つに分けて質問いたします。

(1) 弁当配達事業について

(2) 学校給食の食材納入について

(3) 「はちらぼ」のテナント募集について

(4) 買い物弱者支援対策事業について

この順番で質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、さっそく質問に入ります。

表題 1 「「はちらぼ」の現況と今後について」

質問要旨、「はちらぼ」が閉店してから 1 年が過ぎました。

閉店中、町民からは「いつまで閉店を続けるのかはつきりするべきだ」との声も上がっております。

「はちらぼ」は令和 6 年度町委託事業である買い物弱者対策の「弁当配達」と地産地消推進の「学校給食の食材納入」に現在取り組んでいるとのことでした。

それから、「はちらぼ」令和 6 年度通常総会で理事長が変わっており新体制でスタートしております。

「はちらぼ」の後は、どのように進展するのか、期待と不安が入り混じっているというのが正直なところであります。

究極の目的である「買い物弱者支援対策事業」ですが、「はちらぼ」新体制が先々をどのように考えているのか、よく見極める必要があるのではないのでしょうか。

そこで今回の質問ですが、「はちらぼ」が現在取り組んでいる町委託事業の弁当配達事業と学校給食の食材納入事業が現在どのような状況にあるのか、これからどのように取り組んでいくのかなどについてお伺いいたします。

(1) 弁当配達事業について
「はちらぼ」によれば、現在は食事に困っている方々に弁当を配達しているとのことでした。

「はちらぼ」は、この事業をより一層拡大してまいりますとも言われておりました。
そこで、お伺いいたします。

弁当配達事業ですが、現在の配達の数是一日何個程でしょうか。注文は増えているのか、減っているのか、横ばいなのか、どうでしょうか。お答え願います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えいたします。

弁当配達事業の一日当たりの配達個数について、「NPO法人はちらぼ」に確認したところ、今年度は4月が一日当たり平均4.3個と最も多く、8月が一日当たり平均1.9個と最も少なくなっております。

4月から11月までの一日当たりの平均配達個数は2.9個と注文数は横ばい傾向となっております。

「はちらぼハウス」の営業時には配達個数、一日平均17個ありましたので、だいぶ減っているなあと感じております。

議長 伊藤秋雄 はい、11番 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 ただ今の答弁で、一日当たりの弁当配達が3個程というかたちで、よろしいでしょうか。もし、それで良ければですが、私の感想言わせてもらえば、一日3個っていうのは、今初めて聞いて、それぐらいしか無いのかなという感じで、半分驚いているところでございます。

そこで、この安い弁当を多くの方に届けてこそ町委託事業ではないでしょうか。そういう観点からすれば、このやはり弁当の今のやっておる状況を鑑みて、もう少しいろいろ検討して弁当の個数を上げるとか、そういう工夫が必要ではないでしょうか。お答え願います。

議長 伊藤秋雄 はい、小野副町長。

副町長 小野良幸 はい、今年度の弁当配達については町の委託事業ではございません。あくまでも「はちらぼ」の自主的な活動となっております。

弁当数が3個というのは、「はちらぼ」さんが事業撤退してから、これまで弁当を届けていただいた方々が、また新たに自分でご飯を作ってみようとか、そういった努力もあるようでございます。あとは家族の休み期間中の買い物もあったりというふうには聞いております。

議長 伊藤秋雄 はい、9番、11番 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 ただ今の答弁ちょっと分からないところもあったんですが。3個では無いということは、売上の…私の計算が間違ってるのかなあと思って今。私は3個だというふうに今、計算したら出てきましたんで。もう少し出てるんですか。そこらへん、ちょっと、私の計算間違っていれば指摘してください。

議長 伊藤秋雄 はい、小野副町長。

副町長 小野良幸 弁当の個数については、先ほど町長が答弁いたしました通り、4月から11月までの一日当たり平均配達個数が2.9個だから3個ということになります。

11番 柳田裕平 はい、分かりました。

議長 伊藤秋雄 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 それでは、もう一つ関連でお伺いしますが、今配達している弁当っていうのは、どこで作ってる弁当なんでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、副町長。

副町長 小野良幸 はい、民間の事業所さんが作っている弁当でございます。

昨年１１月以降、「はちらぼ」さんの店舗閉店に伴いまして５年度の、その１１月以降に限定いたしまして、町で弁当を配達委託して予算も置きましてお願いした経緯がございます。その事業所さんというのは、町外１店舗、それから町内の食堂屋さんでございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、柳田裕平君。

１１番 柳田裕平 それでは、次の問題にお伺いいたします。

弁当事業ですが、これは、現在の採算は、どうなってるのでしょうか。分かりますか。お答え願います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 収益事業ということでお答えしてもよいでしょうか。

１１番 柳田裕平 ああ、収益事業。それもですね。それも一緒に。

町長 畠山菊夫 いいですか。弁当を注文したお客さん、弁当を製造している事業者さんからは、配達にかかる手数料等をいただいていないとのことでしたので、収益事業ではありません。

議長 伊藤秋雄 はい、柳田裕平君。

１１番 柳田裕平 それから、次の質問ですが。

これから事業を拡大するためには、どのようなことを考えているのか、お答え願います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 弁当配達事業については収益事業となっておりませんので、事業を拡大することが困難な状況となっていると思われまます。

なお、まちづくり活動センター１階の空き店舗に、社会福祉法人南秋福祉会が飲食店等運営事業者として出店することが決定しておりますので、弁当配達事業の拡大も含め、今後の事業の在り方について検討したいと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、柳田裕平君。

１１番 柳田裕平 実は先ほど…、ああ、昨日の町長の行政報告で、弁当の事業者がテナントに入るのが決まったみたいで、そして、その方が弁当もやるということですので、この問題に関しては、こっちの方にまた出てきますので、その関係でちょっと後でまたお伺いします。

それでは、次の（２）番でございます。

（２）学校給食の食材納入について

「はちらぼ」が学校給食の食材納入事業に今年度から取り組んでいるとのことでした。確認のためにお伺いいたします。この事業に「はちらぼ」が今年から参入することは知っておりましたが、「はちらぼ」が入ることで人件費などのコストが上がるのではないのでしょうか。それと、なんで「はちらぼ」でなければならないのでしょうか。お答え願います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 「はちらぼ」による学校給食の野菜納入は、今年度からではなくて、昨年度４月から行っております。「学校給食における地場産物の使用を推進し、安全で衛生的かつ良質な学校給食を安定的に提供する」ことを目的として、教育委員会と「はちらぼ」が単年度契約を締結し、野菜のみの納品を行っております。

農林水産省の第４次食育基本計画でも推奨しているように、子どもたちの食育指導並びに新鮮な食材や減農薬などにより安全な食材の提供には、配達料など、それなりの事

業コストが発生することは自然なことと考えております。

また、「どうして「はちらぼ」でなければならないのか」につきましては、以前、浦大町地区の団地で野菜を耕作している「フラワーデジタブル」という団体がありました。それに所属している方々が「地元の野菜を地元の子どもたちに食べさせたい」という願いから、地産地消ということで同団体から野菜を購入しておりましたが、残念ながら同団体は高齢化や後継者問題などにより、令和4年に解散をしました。

しかしながら、同団体に所属していた生産者で、解散後も野菜の生産に意欲を示している方がおりましたので、「はちらぼ」が仲介役となり、野菜に限定して納品をしているとのございます。

議長 伊藤秋雄 はい、柳田裕平君。

1 1 番 柳田裕平 地産地消というからには、町全体の農家が対象になるのでしょうか。希望する農家があれば参加できるのでしょうか。お答え願います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 当初、浦大町の旧「フラワーデジタブル」に所属していた生産者からのみ野菜を納品するというのを教育委員会と「はちらぼ」が双方で合意し、契約を締結して現在に至っております。

議員がおっしゃるように、仮に町全体の農家が対象となれば、学校の栄養教諭も食材の発注に際し農家の選定に時間を要して、給食業務などに支障をきたす恐れがありますので、町全体の農家が対象となるのかという点では、対象とはなっておりません。

議長 伊藤秋雄 はい、柳田裕平君。

1 1 番 柳田裕平 今のお話しですけれども、お願いっていうか、出来れば全部の農家の皆さんにも窓口が開けておいてもらって参加出来るようなかたちにしておくだけでも、私は必要ではないかなと思いますが、それはまず、この後の問題でということで、お任せをいたします。

そこからですね、以前は農家グループが直に納入しておりましたが、高齢化により解散が多くなり農家をまとめるための中間的納入業者が必要になったということで「はちらぼ」に的が当たったということだそうでございますが。ただ、「はちらぼ」に野菜等の食材に詳しい方がいるのかなあと。これがいなければ、なかなか難しいんじゃないのかなと、続けるのには。そこらへんは、どうでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、教育町長。

教育課長 齊藤嘉生 ただ今のことに答えたいと思います。

その詳しい方がいるかということについては、私どもは、ハッキリとしたことまでは把握してございませんが、「はちらぼ」さんの方でも勉強し、そして地元農家と連携しながら進めてるということですので、今のところは大丈夫だと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、柳田裕平君。

1 1 番 柳田裕平 はい、今のところは大丈夫だということでございますが。でも、こういう問題は一番大事な問題だと思うので、この後もそこらへんを注意しながら見ていただきたいと思います。

学校給食の食材納入を……次の（３）「はちらぼ」のテナント募集について、入らせていただきます。

これで、先ほど申し上げたテナントに入ったのが、町の団体の…何でしたっけ…えーと、福祉法人の、ん？名前、何だっけ？ちょっとど忘れした。分かりますか。その法人が入ったということをお聞きしました。

そこで、「はちらぼ」の話では、これは町主導であると言われておりましたので、このテナント募集事業が町主導であるということを言われておりましたんで、町当局のテナント募集の意図はどこにあるのでしょうか。また、先々のことまで考えているのでしょうか。お伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 「まちづくり活動センター」の1階テナント募集につきましては、運営事業者が空き店舗及び厨房などを有効活用し、飲食物等の製造・販売及び提供することにより、商店街に人の流れを作り出し、商店街の活性化を図るためテナント募集を行ったものでございます。

また、「先々のことを考えているのか」につきましては、あくまでも店舗の貸付ですので、入居者の売上や経営状況について、テナントに入居する南秋福祉会が考えるべきことと認識しております。

ただ、町有施設への入居ですので開店に伴うPRなどの協力はしていきたいと思えます。

議長 伊藤秋雄 はい、柳田裕平君。

11番 柳田裕平 それでは、私は、その南秋つくし苑が参加したってことは、賛成のほうの立場でなっております。この後のことを考えますと、やっぱり「八郎潟町当局」と「はちらぼ」と「つくし苑」と、この三つの団体で連携を取りながら、そういう話し合いで、場を持ちながら進めていただきたいというのが私の要望でございます。

それから今度は、（4）買い物弱者支援対策事業について。

現在の「弁当配達」・「地産地消の学校給食食材納入」だけでは買い物弱者対策事業としては非常に線が細いように感じております。トライするのであれば、これまでのことを反省材料として赤字経営の常態化にならないように続けていただきたい。

町当局主導でレールを敷き「はちらぼ」がその線路を走るということでどうでしょうか。町当局の考え何かございましたら、伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 「NPO法人はちらぼ」と経営の在り方、事業内容や方針について協議を重ねていきたいとは考えております。

現状は、「まちづくり活動センター」の管理運営が主な役目となっておりますので、赤字経営が常態化することはないと考えております。

NPO法人には、行政ではなかなか手が行き届かない部分の町民に対する細やかな対応を期待しており、弁当配達や食材納入といった社会福祉的な事業は、行政からの委託形式を取らず、自主活動として収入財源の確保を中心とした経営の在り方を引き続き検討していただきながら、町民に寄り添ったかたちの活動を願うものでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、柳田裕平君。

11番 柳田裕平 えー、分かりました。

それで、まだ時間も早いんですが、ちょっと通告しないんですが、商店街活性化っていうかたちで、ちょっとお話し聞いてもらいたいんですが。

今、私、一日市商店街のお店を出してる方々の軒数を数えてみました。約40店。その中で後継者がいないという、みられる方が約20軒。20店。そして、後継者がいるっていう方も20軒位あるようです。

それで、その後継者がいないっていう20店の中に10店程が70代の方なんです、ほとんど。残りの10人位は、まだ70代以下の方ですが。ということを考えれば、この先10年位でまた10軒程無くなると、お店が。単純に考えれば。

そういう状況なんです、商店街も。だから「はちらぼ」も商店街活性化という事業を補っているんで、その点はもう少し後継者の…なんていうか、助成する事業とか、なんかそういうものと考えてはどうなのかなと、いうふうな考えが最近起きておりましたので、お願いしたいと思います。

通告してないので答弁は結構です。何かあれば、お聞きしますけども。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 毎年、予算付けておりますので、後継者育成事業も。もし、それが足りないのであれば、またいろいろご提案をいただけたらと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、柳田裕平君。

11番 柳田裕平 それでは、今度は表題の2番に入ります。

2「役場新庁舎の雨漏りについて」

役場新庁舎ですが、令和2年10月工事開始、令和4年3月完成、そして5月に新庁舎で業務開始をしております。

ところが、築1年後の令和5年2月であったと思いますが、新庁舎に雨漏りが発生していたことを町民から知らされました。その後も数回の雨漏りが発生しております。普通ではとても考えられないようなことが現実となっているのです。最近では1年前の令和5年12月7日にも雨漏りが発生しておりました。町当局からの正式な説明・報告が発生から約80日後の令和6年2月28日にありました。その説明では、早急に施工業者が現場確認をしたが雨漏り箇所の特定には至らなく、雪解け後の3月下旬から4月上旬を目途に対応することになりましたとのことでした。

なお、費用は施工主負担とのことでした。応急処置優先で雪解け頃の補修工事もやむを得ない判断かと思っております。補修工事も予定通り終了したようです。

しかしながら、まだ築3年も経たない庁舎であります。「雨漏りは、どうなった」と未だに町民から聞かれます。町民の不安を解消することも必要かと考えます。

町長がよく言われる次世代の安心・安全のためにも、雨漏りの原因を追及して「雨漏りとは縁がない庁舎」にできないものではないのでしょうか。原因を追及する方法が全く無いのでしたら仕方ありません。

町当局の見解は、どうなのでしょう。お答え願います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 新庁舎におけるこれまでの雨漏りは、令和5年2月から4回発生しており、その都度、議員の皆様には議会全員協議会などでご報告しておりますが、それぞれの発生原因につきましては、風向きや風の強さ、降雨量などの気象条件が異なっており、発生した箇所ごとにその都度補修してまいりました。

これまでに起きた主な原因の一つとして、コンクリート躯体の下に建物内部が存在する北面、東面、南面で発生しており、外壁レンガ通気口などから入り込んだ雨水が防水シートをオーバーフローし、建物内に入り込んだことにより発生しております。対応としては、通気口の数の減や水切り金物の加工、防水シートの立ち上がりを伸ばして躯体に圧着させる補修を実施いたしました。これにより、一連の気象条件による雨漏りは、事象が発生した北面、東面、南面全てが解消されたと考えております。

しかしながら、この先万が一、別の原因で発生した場合は、令和5年11月7日の議会全員協議会に設計者及び施工業者が出席して、「想定外のことがあっても設計者及び施工業者、両者で対応していく」と説明したとおり、これまでと同じく真摯に対応していただけと考えております。

再三に渡って本当にこのような事態を招いてしまったことにつきましては、町議会議員の皆様並びに町民の皆様にも深くお詫び申し上げます。

議長 伊藤秋雄 はい、柳田裕平君。

11番 柳田裕平 私のお願いは、そういう心配を持たせるような町民の立場ですので、出来れば、そこらへんを考えて、町長も次世代に、この後譲るでしょうから、そういう面もちゃんとして送っていただきたいというふうに思います。

これで終わります。どうも、ありがとうございました。

議長 伊藤秋雄 これにて11番 柳田裕平君の一般質問を終わります。
次に、2番 小柳 聡君の一般質問を行います。はい、2番 小柳 聡君。

2番 小柳 聡 2番の小柳です。早いもので2期目の任期の最後の一般質問となりました。任期の期間、毎回一般質問を続けさせていただきましたが、一般質問を通して自分が提案した話題が施策として取り上げられることも増えてきて、自分としても手応えや充実感を感じることが多々ございました。

今回の一般質問が私にとって最後の一般質問となる可能性もございますので、得意分野で無い質問もございますし、当局の皆様には改めて丁寧で暖かなご答弁をお願いして一般質問に入らせていただきたいと思います。

今回は二つの表題に分けて、「農業の今後は」、また、「第二町民体育館の今後は」、

といったテーマで二つに質問をいたします。

それでは、最初に、「本町農業の今後は」といったタイトルでございますけども。

本町や他の多くの自治体にも共通する問題として高齢化の影響や担い手の減少により農地が適切に利用されない、また引き継がれない、そういった懸念が残ります。

農地の集約化に向けた動きを加速化する必要性が求められている中で、「人・農地プラン」に十年後の目指す姿の耕作目標地図を加えた「地域計画」といったものの策定を今年度中に実施しなくてはなりません。令和6年7月までに協議の場を設置、また、この12月を目安に地図上で目標地図を作成することとなっております。当町においては農家の方に伺ったところ、スピーディーに進行しているといった旨を伺っておりました。

当町は6つのエリアに分けて協議が進められたものと認識をしておりますけども、どのように作業が進んでいるのかっていったところを、前述したように12月に作成するっていうタイミングでもあり、ざっくりとお伺いしていきたいと思います。

まず初めに、農用地の集積や集約に農地バンクの活用方針など短期的、また、長期的に方向性が定まっているエリアは、どのくらいあるのかっていったところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。

本町は一日市、夜叉袋、真坂、浦大町、小池、川崎の6地区において、地域計画を策定することとしております。

農地の集積や集約を進めるうえで農地バンクの活用が重要になりますので、全6地区の計画において農地バンクの活用促進による集約の推進を盛り込みたいと考えております。

まだ出来ておりませんので、この後もう一度集まっていただきまして計画を作ることになります。

議長 伊藤秋雄 はい、2番 小柳 聡君。

2番 小柳 聡 まだ今後っていったところで、という認識でございますね。はい、分かりました。

それでは、確認という意味でお伺いをしますけども、これはじゃあ、今後農地バンクの活用が急務だといったところもお伺いしましたけども、例えば今後、小規模でも農業法人の立ち上げの動き等あると、こういった集約や集積といったものが進みやすいのかっていったところをちょっと確認としてお伺いをしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 農業法人につきましては、会社組織ということで安定的な経営が望めると思いますので、そちらのほうは推進していければと考えております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、まず、進めていきます。当町では法人だけでなく…今、法人の重要性もお伺いしたところなんですけども、法人だけでなく兼業農家の活躍も求められると思います。共同作業や分担作業、耕作地の割り振りや適正規模の農機具を地域で共同し合うようなことも重要になってくると思いますが、そういったところが地域で話し合う体制というものはあるのかっていったところをお伺いしたくて。地域で農業機械を利用し合い、設備投資を効率的にする集落営農のような見直しのような動きはあるのかっていったところをお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 集落営農のような組織の設立の動きは把握はしておりません。

本町の集落営農組織は、構成員の高齢化等により以前よりだいぶ減少しておりますが、逆に農業法人は増加しております。

以前、集落営農は4つ程ありましたが、今は2個、2つの組織でございます。法人は今、9法人で頑張っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 法人と、その前、集落営農と、棲み分けっていったところで持続可能な農業のかたちというものを模索する中で、集落全体で営農を考えるような中で、一定程度需要があるのかっていったところをお伺いしたくて、この質問をしました。
続きまして、所有者の意向把握が出来ない「意向不明」の割合は、今回目標地図作成にあたってどのくらいあったのか、っていったところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 まずは農地の集積・集約に向けた耕作者の意向を把握するため今回の意向把握調査は、耕作者に対してのみ行ったものでございます。既に耕作を委託している所有者の調査は行ってはおりません。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 じゃあ、ちょっと確認でお伺いしますけども、耕作者以外の土地の部分に関しては空白というか、どういった扱いになるのかっていったところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 空白というよりも、作業委託してる方々おりますので、そちらの分につきましては、あくまでも農地を耕作してる方のアンケートのほうに含まれております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 では、現状で耕作放棄みたいになっている所は、どのような扱いになっているのか、把握出来てればちょっと教えていただきたいと。

議長 伊藤秋雄 はい、相澤産業課長。

産業課長 相澤重則 本町におきましては、耕作放棄地というものは無いことになっております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 えー、まず、理解はしました。耕作者がいない、後継者もない場合は予め事前の対応も必要になってくるかなと思って、耕作者がいない空白地帯が増えないように出来ることは無いかっていったところを考えて、この質問をしましたが。
例えば、今後ですね、今、おそらく法人の方は…例えば、土地を農地バンクから集積する時に、自分に良い、有利な土地をたぶん、場所をめぐらせてやってくると思うんですけども、たぶん人気がある…無い所もあったりもすると思うので、そういった場合、担い手不足が明らかであれば新たな農業法人を誘致したりするといった可能性というものを、もしあればお伺いしたいと思いますけども。考えとして、あるかどうか。

議長 伊藤秋雄 はい、相澤産業課長。

産業課長 相澤重則 今現在のところ、町外からの法人につきましては考えてはおりません。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 相続が想定通りにいかないなど現状で作った地域計画から、これから変更を余儀なく…今後の話し合いもあるとあったところでしたので、変更を余儀なくされる事態も今後想定されると思います。定期的に地域計画で変更っていったものは可能だと認識しておりますけども、ちょっと確認でお伺いします。変更する場合には、何年スパンの変更とかって、そういった取り決めはあるのかっていったところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 地域計画では、基本的に毎年見直しをしたいと考えております。目標地図をもとに農家間での話し合いを進めたうえで、地域の話し合いを継続していきたい、そういう考えではおります。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 毎年見直しをするといった、これじゃあ毎年協議会が一回は動くっていう認識でよろしいでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、相澤産業課長。

産業課長 相澤重則 はい、関係者が集まりまして年一回協議をすることになります。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 エリアで分けて、今、六つっていう説明もございましたけども、エリアを分けて話し合いの場を設けるっていったところも大事ではあると思います。ただ、今後は法人の方々や、もちろん法人も入ってるとは思いますけども、若い担い手も交えた全体的な意見交換の場を作ってはどうかと考えております。例えば、地域の特性も踏まえて今後の特産物にしていきたい作物について話し合う場があっても良いのではないかと私自身考えております。

昨今、「異常気象」という言葉が日常的になりつつある今、従来通りの全国的な「このエリアはこの作物」というものがだんだん崩れ始めてきていると私は感じております。実際に県南部の果樹（リンゴ）農家の方からも高温等の影響で収量が落ちているという話を聞きました。

今回の地域計画の中で、それぞれのエリアで出た意見を集約して、課題として捉えて、将来を見据えた話し合いの場があっても良いのではないかと考えます。

そこで、質問ですけども、特産品を創り出す流れを全体的な、町全体的な話し合いの場を設けて特産品を創り出す流れを町に主導してほしいと思いますが、そこに関して、いかがでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今後取り組む脱炭素事業において、農業所得向上を目的とした波及効果の高い農作物の生産を目標に進めて行くこととしておりますので、成功事例、こういうものを作りながら将来的に町の特産品として推奨できたらなあと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 まず、そういった冬期農業が分かりませんが、まず、そういった成功事例から特産品に向けた流れを作っていきたいといったお言葉をいただきましたので…私は特産品を作れば町のB級グルメとか、B級でなくてもいいんですけども、町の名物を作るきっかけになろうかと思っておりますので、そういったところも是非、意見を…今後提案していきたいと思っておりますので、そこを、よろしく願いいたします。

市町村が地域計画を策定する中で、一番の売り手はやっぱり町の課題を把握できる点だと考えておりますので、当町の環境的な分析を当局としてある程度分析出来ると思っておりますので、そういったもので農家の皆様の…戦略に対して助言等をしていていただきたいと思っております。

地域計画とはちょっと離れますけども、水田活用の直接支払交付金の厳格化、5年水張りの件ですね。これに対する話題といったものは協議の場で話題として出ているのか、といったところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今おっしゃった、地域計画の話し合いの場で、直接支払交付金の交付水田要件である5年水張り、このルールの話は出ておりません。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 農家の方からは、「これ、なんとか出来ねえもんなのか」っていう、畑地化促進事業とかもございますけども、ちょっと話題に出てるのかなといったところが気になってお聞きしました。

これちょっと、水田と畑作だとしたらやっぱり、保水対策やら配水対策やら、ちょっと違うと思いますので、おそらくブロックローテーションの促進でやっていくと思いますけども…ちょっとこの流れで質問…、米価が最近、令和の米騒動以来、高騰している中でも畑地化に向けた、畑地化促進の流れといったものに農家の理解はあるのかっていったところをお伺いしたいんですけども。

要は、ちょっと説明加えると、要は、お米から畑作のほうに切り替えろっていうところよりは、お米を作りたいっていう見直しの動きがあるのかっていったところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、相澤産業課長。

産業課長 相澤重則 水田の利活用につきましては、個々の農業者の考え方になると思います。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 はい、まあそうなんです、であるとは思いますが、もちろん。で、畑地化でやるとまず5年、それも5年で、例えば1年目はインセンティブで14万とか、10a当たりあると思うんですけども、ここがちょっと、個々の判断だと思うんですけども、その課題を地域計画をまとめるにあたって課題一番整備出来ている当局が、どのように認識しているのかなといったところを確かめたくて、今、話題にしてみました。

すみません。それで、ちょっと続けます。

令和の米騒動以降、ふるさと納税の返礼品として、お米の需要が急増している自治体が増えてまいりました。一方で調達価格の高騰、これ米の値段が上がって高騰することで国の基準に叶わず、返礼品自体を休止をする自治体も見え始めました。当町の実態や今後の見直しはどうかといったところで、ふるさと納税における環境保全米の状況をお教え願いたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本町のふるさと納税において、最も申し込みが多いのが環境保全米でございます。環境保全米の生産者からの購入価格は、30kg精米価格で令和4年度と5年度は9,300円、6年度は米価の価格上昇により13,900円となっております。

環境保全米の申し込み状況につきましては、これまで一番需要が多かった5kgでお答えします。令和4年度は96件162万3千円、令和5年度が制度変更による駆け込み寄付者が大幅に増えたことにより、1,128件2,032万1千円、令和6年度は11月末で62件131万6千円となっております。

しかしながら、今年度におきましては、令和5年産米の猛暑による品質低下や南海トラフ地震への備え、インバウンド消費の増加等による米不足騒動が影響しました。30kgの申し込みが87件で519万7千円と大幅に伸びております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2 番 小柳 聡 それではですね、令和6年度の…令和5年度で30kgが圧倒的に増えたところで、需要と供給のバランスで、去年の需要額に対して今年…数字はいいです、今年供給量は足りるのか、といったところをお伺いしたいと思います。足りる見込みが…見込みとして足りるか。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 質問にお答えします。

先ほど30kg大幅に伸びたっていうのは5年度でなくて、6年度の話です。

今の質問についてはですけども、6年度の返礼品につきましては、環境保全米の方々

とお話しをしましてですね、そもそも全体の返礼品に向ける米の数を大幅に縮小しております。実際のところ、もう寄付の受付は終了しております。なので、本来夏以降頃まで寄付を受け付け出来ていたものが、今年に限っては環境保全米についてはもう、寄付受付は出来ないというかたちになっております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、まず理解しました。まあ、減らすっていったところも昔ちょっと聞いておりましたので、その意味でもう足りない、足りるのかっていったところを確認しましたが、はい。

といったところで、一問目の質問を終わりたいと思います。

次に、「第二町民体育館の今後は」といったタイトルで、お話しをさせていただきたいと思います。

志田選手の活躍もあり、幼少期に競技に打ち込める環境、これは主にハードを指しますが、打ち込める環境があることの重要性を感じました。それに加えてそれぞれの競技における環境というもの、これは指導者などのソフトの部分も含めますけども、加わってくると感じております。

私が思う子育て支援というものは、環境を整えるという視点も大事にしております。学校教育の環境はもちろん、子ども達が夢中になって趣味やスポーツに打ち込める環境整備を行うことも子育て支援にリンクしてくるかと考えております。

初めに、第二町民体育館の環境についてお聞きします。

老朽化の影響を感じる場面が増えてまいりました。強風時には雨漏りが発生することや、床も部分的に歪んできている箇所が見受けられるようになってきました。電球が消えていることも含め、その都度報告はするようにしてはございましたが今回は敢えて適切ではないかもしれませんが、今回は最後の一般質問になるかもしれないといったところで一般質問の場で訴えさせていただくことにいたしました。

この場で取り上げようと思った理由としては、状況は少しずつ悪化しておりましたけども、今になって体育館照明の半分以上が点灯しなくなっているという、そういった現実がございました。ミニバスの男女父兄とも暗くなっている旨の話題が話に上がり、それぞれの父兄から相談を受けるところまでできていたのが実情でございます。

第二町民体育館は学校管理下でなくなっているっていった、そういったところも影響しているかもしれませんが、その上で大規模補修が必要なせいか、なかなか改善の動きがみえませんでした。まずは町内の他の体育施設はどうなっているのだろうと、高岡体育館を主に利用する関係者に確認をしたところ、照明の不具合は特別に無かったようです。

そこで感じるのは全体的にということではなく、一つの施設に多くの不具合が発生しているといった事実でございます。学校の利活用の面でも現時点で第二町民体育館に関しては短期・中期的に廃止の方針は無いはずですので補修工事は状況を鑑みれば、いずれ必要と考えます。

そこで質問をさせていただきます。第二町民体育館の照明について補修工事を実施して欲しいと思いますが、それに対してご答弁をお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 ご質問にお答えします。

第二町民体育館の照明については町当局でも状況を確認して、改善の必要性を認識しておりますが、結論から申し上げますと、すぐに補修工事を実施することは極めて困難であります。その理由は、次の3点です。

①消えている電球の交換は、足場を組んで行う作業となり、予算の確保が必要になるからです。

②第二町民体育館で使用されている電球は、既に製造が禁止されている水銀灯であり、電球の入手が困難であるからです。

③今後、町内の全ての公共施設の照明をLEDに切り替える必要があり、今回補修工事を行ったとしても再度工事をすることになるからです。

いずれは照明機器の改修工事を行うこととなりますが、実施までには一定の時間を要すると思われますので、利用者の皆様にはご理解とご協力をお願いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

- 2 番 小柳 聡 ご答弁ありがとうございます。
- まず、足場、これは必要になるかなというところは私も認識はしておりましたし、電球、おっしゃるとおり水銀…全部じゃないはずなんですけども、確か、水銀という項目がございましたので、たぶん水銀なんだろうなってところも認識はしておりました。
- そこで、続けてまいります、ステージ側から見て照明が5列に分かれて付いております。一列に等間隔で2つの照明が東側西側に4箇所設置されているイメージでございます。40球ある中で21球が消えておりますが、点灯している割合が低いのがステージ側の最前列。これが8球あるうち8分の1しか点いていない。センターの列、3列目が、それぞれ、それも8個のうち1個しか点いてない、っていったところで。2列目は8分の7が点灯しております。4列目が8分の4点灯、5列目が8分の6点灯となっております。全面改修が難しい場合は部分改修でもいいと思っておりました。
- 足場を組むことだけでも、かなりの費用が発生することは承知をしておりますし、LED化の検討も含めて将来を見極め、最小で最大の効果が生まれるような補修を検討してほしいっていったところを主旨のほうに入れておりましたので、改めて工事の可能性や短期的な考え方を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。
- 教育長 伊藤暢 全面改修工事に関しては先ほど申し上げましたとおり、ちょっと時期については明言出来ませんが、いずれ取り掛かることになると思われます。
- 現状です、更に悪化するような状況になった場合は、何らかの暫定的な措置を講ずることになるかと思いますが、今まだ具体的なですね、その方策については申し上げることは出来ません。
- 議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。
- 2 番 小柳 聡 まず是非…まず、暫定的でもいいので、お願いをしたいといったところで…ちょっと、それに加えて…第二町民体育館のですね、西日が当たるんですね。で、今、カーテンもなくて、結構、日中の試合、日中に使う場合には結構その太陽光の問題があって。日中の使用時には余裕があれば遮光カーテン等もあればいいと思うので、それはちょっと付け加えの要望として、お伝えしておきたいと思うんですが。それに関しては答弁は要らないんですが…答弁よろしいですか。
- 議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。
- 教育長 伊藤暢 何分、予算が必要になることだと思いますので、可能な限りですね、対応策を取らせていただきたいと思います。
- 議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。
- 2 番 小柳 聡 はい、すみません、急な…まあ、片方だけでもいいと思います。はい、是非よろしくお願いします。
- この流れで第二町民体育館関連の話題で、開放日について。
- 町民体育館は今、開放日を設けておりますけども、開放日について伺いたいと思います。
- 町民体育館は毎週土曜日の夕方一般開放しておりますけども、利用グループの人数は少数ではありますが、多くの時間帯で利用が制限されるグループも見受けられました。私自身もいてサンプル数って言うのは、あんまり多くはないんですけども、私が見た中では特に中学生や小学生などカテゴリーの若い世代が遠慮する場面といったものが多いように感じられました。健康福祉の増進、競技意欲の向上など開放日という環境を利用し、そういったものが深められることはとても良いことだと感じております。
- 一方で、せっかく開放日に体を動かしたいと思って来た子ども達に、使用できる場所が限られて大人に遠慮し諦めて帰るっていったことは少し残念にも映りました。
- そこで提案したいのが、第二町民体育館にも開放日を作ってはどうかという視点です。一例を申し上げます、小学生がバスケット競技で町民体育館を利用する場合はリングの大きさも違うことから、出来ればミニバスサイズの第二町民体育館で練習したいけども、町民体育館に行っているっていったことがあると思います。今、そういった選択肢しか

ないので町民体育館に行っているといったところが理由として考えられます。

前述したように、開放日をたくさんの人に利用してもらうには第二町民体育館も開放できれば利用グループの分散が出来て、また利用ニーズの深掘りも出来るのではないかと考えますけども。

そこで質問させていただきます。第二町民体育館の開放日を作れないかといったところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 はい、お答えします。第二町民体育館は、現在スポーツ少年団や一般団体など多くの皆様にご利用いただいておりますが、空いている日もございますので、一般開放日を設定することは不可能ではないと思います。

しかし、町民体育館と同様に一般開放を行うのであれば管理人の配置が必要になり、それに伴う職員のスケジュール調整や報酬の増額など解決しなければいけない課題がいくつもあります。従ってすぐに実行というわけにはまいりません。

ただし、一般開放ではなく、個人で借用する場合は、スポーツ少年団や他の団体と同様に使用者の責任で管理することになりますので、体育館の空き状況を見て申し込んでいただきたいと思います。

町民体育館の開放日を増やすことについても、これも不可能ではありませんが、慎重な判断が必要だと思われます。令和3年から現在まで、1年間の土曜開放日における利用者数を調査しました。そうしたところ、令和3年が797人、令和4年が606人、令和5年が704人、令和6年、今年は10月までに646人でありました。これをもとに、1回当たりの利用者数を算出すると、だいたい15～16人ということになります。費用対効果を考えますと、開放日を増やすよりも、1回の利用者数を増やすための方策を講じる方が効率的だと思います。例えば、先ほど議員もおっしゃいましたミニバスのリンクの高さと。例えば、町民体育館にある2面のバスケットボールコートの中の片面のリングを、補助具を用いてミニバス用、小学生用の高さにしておくと、小学生も利用しやすくなると考えられます。

こうした改善策を実行していくことで、皆様が利用しやすい環境づくりに努めていきたいと思っています。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 まず、ある程度可能性を探っていただいているところに関しては感謝を申し上げたいと思います。ただ、その人数を聞いて若干の違和感がございまして。これはですね、おそらく管理人が常駐してる…常駐はしてるのか…常駐はしてますね、ただ、人数はどこまで数えているかっていうのはちょっと…出入りも結構あつたりするので…ええ、私が見た時は、もうちょっとというイメージでございました。で、なんでここ問題提起したかというのと、例えば、バスケで来てる団体が多かったんですけども、例えば、ラケットの団体が網を張られるともうそこは使えない、っていうのがあって、今回問題提起したものでございますので。まず、そこに関しては人数は、もうちょっと…何回かしかな行ってないんですけども、もうちょっとというイメージでございますので、そこは、取り方も含めて検討…検討っていうか、もうちょっとあると思いますので、その認識を加えていただきたいと思います。

今おっしゃっていただいたとおり課題を挙げれば、管理人を置いていないことで鍵の開け閉め等の問題もありますし。ただ、利用する団体も…協力をいただけるか確認すれば、協力していただける団体もあるのではないかなあといったところも感じられます。少なからず…先ほどちょっと教育長から言っていた情報源の中で、もし開放を前提としてお話しをさせていただけるのであれば、第二町民体育館に関しては利用する方に対しては、使用する道具は持参をしていただきたいうて言うのが、まず一個。要はミニバスとかの道具が置いてあるので、そこにあまり触れないような状況を作っていただきたい、っていうので、そこを…で、仮に使用可能とする道具があれば、そこは使用可といったところを分かりやすく準備されてればいいのかなあと思いますので、そこはちょっと付け加えておきます。

先ほど、京極議員のほうからも、子ども達の体力を危惧する発言もございました。私自身は、一昔前と違って子ども達はゲーム、家庭用のゲームとか、さらに今付け加えれば、通信機器が加わっており、この流れが簡単に止まらないと考えております。ただ一方で、そういったゲーム等、身体を動かすことを天秤にかけると、身体を動かしたいという、

そっちの欲のほうが案外、子ども達は強いと、いうふうに私は認識しております。それは、ゲームは後でも出来るけど、体を動かす機会は、そういうタイミングというものもあると思いますけども、そういった機会があるのであれば、たぶんそういった機会を優先すると思いますので、是非その開放日の増加に関しても前向きにご検討を重ねていただきたいと思いますので、それを踏まえて最後にもしご答弁あれば…まあ、最後のお願いということで。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 はい、子ども達がですね、生活スタイルの変化っていうのが、今かなり大きくなっており、昔とかなり違います。昔に戻ることは、なかなか出来ないと思いますが、先ほど議員がおっしゃいましたように体を動かすこと自体は、そんなに嫌いではないと、私も信じております。

是非、機会を捉えてですね、子ども達に自分から体を動かす機会というものを提供していければと思っておりますので、学校教育をお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、ご答弁ありがとうございました。
これで、今回の任期の最後の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

議長 伊藤秋雄 これにて2番 小柳 聡君の一般質問を終わります。
次に、5番 石井清人君の一般質問を行います。はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 はい、5番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。
質問項目は、2点であります。まず最初に、

1「商店街街路樹を少しずつ更新していく提案」であります。

お断りしておきますが、私がこの原稿を届けた時期辺りに商店街の街路樹の伐採が始まっておりますので、現状とはちょっと、この質問書と現状合わない部分もあるんですが、既に受理されたことでありますので、このまま原稿を読み上げます。よろしく願いいたします。

1「商店街街路樹を少しずつ更新していく提案」

過日、町内の方から「一日市商店街の歩道が盛り上がっている」というお話しが出来まして現場を歩いてみました。4ヵ所ほど歩道が盛り上がりひび割れているのを見ました。これはケヤキの街路樹の根が張って地表を盛り上げた結果、歩道のアスファルトがひび割れたのではないかと推測しました。でも、人や自転車が通行するには支障はないと感じましたし、お年寄りが乗るシルバーカーも今は通行できると思います。

街路樹を見ますと、上の方は寸摘みをして大きくならないようにしているようですし、枝切りもして繁茂しないように、よく管理しているなど感じました。隣町のように大木になって野鳥のすみ処になったり、落ち葉が多いというところまでには、なっていない状態です。

しかし、ケヤキは町の木ですから植栽されていると思いますが、いずれ大木になる木です。徐々に成長していくと根が張り歩道の盛り上がりが発生します。参考まで、駅前のケヤキもだいぶ成長して盛り上がりが激しい状態ですね。今から50年前、私が20歳で役場に入った頃は街路樹は柳であったような気がします。その後植え換えされたとすれば、このケヤキは樹齢50年くらいでしょうか。

私が商店街を歩いて観察すると29ヵ所に街路樹の植栽スペースがあって、そのうち26本のケヤキが植えられていて街路樹の役目を果たしていますが、3ヵ所については枯れ死が1ヵ所、植栽無しが1ヵ所、伐採後が1ヵ所ありました。

そこで提案するのは、新しい樹種の街路樹を試験的に植えてみることによって町民の反応を聞くことです。

ここらへんから現状と変わってるんですけども、原稿がこうなってますから。

例えば『桜』。遅咲きの桜になると春の一日市神社の祭典と合い願人踊り、秋田音頭の山車で観光客が増える頃で一日市商店街も華やかになるように感じます。次に『サルズベリ』。別名「百日紅」と書いて「ひゃくじつこう」と読むそうです。百日も花が咲くというくらい花の期間が長いのが特徴です。これも商店街が華やかになります。次に考えられるのは『ハナミズキ』。桜が終わった頃に花が咲ききれいです。また、『ナナカマド』

は秋には鈴なりの赤い実がなり目を楽しませてくれます。

秋田市の秋大前の道路は『ナナカマド』なんぼか、ありますね。

その他いろいろあると思いますが、これらを欠落している3カ所の街路樹植栽スペースに試験的に植えてみてはどうでしょうか。花の咲く街路樹はきれいだと思います。ケヤキはいずれ根が盛り上がり歩道通行に支障が出てきます。歩行でつまづいたり、シルバーカーは段差で難儀するでしょう。将来を見据えて徐々に街路樹の更新をすることを提案いたします。

ちょっと現状にそぐわないですが、これが一つ目の質問です。

次に二つ目の質問に入ります。

2「企業誘致の一つの方策」という題名です。

私の長男が大学を卒業近くなって就職活動を始めた頃、帰省の折に話してみました。「秋田で勤めて父さん、母さんと一緒に暮らさないか。」と聞きましたら、「父さん、申し訳ありません。私が勉強したことを活かすには秋田ではありません。東京で勤めます。」という答えが返ってきました。私は「そうか、頑張れよ。」と言いましたが、心の中では涙ぼろぼろでした。勤める場所があればなあと、その時思いました。

どこの市町村でも企業誘致は政策の一つとなっていますが、実際には難しいです。進出を希望する企業の情報収集は雲をつかむようなものですし、工業団地を造成するにしても用地の選定や確保、造成工事大変です。40年前は本町も農村工業導入促進法の工業団地指定をしていましたが今は、やっていません。

町長が就任して間もなくの頃、町長と産業課職員数名で、私も行きましたが、八郎潟米の売り込みに東京に行ったことがありました。帰り際、町長と私で秋田県東京事務所に挨拶に行きましたが、玄関先で潟上市職員とバッタリ会いました。町長も覚えていると思います。んー、ですね。彼は2年間の出向で、潟上市から2年間の出向で、東京事務所に出向してたんですけども。毎日企業誘致のため4社程度を訪問することを仕事としていました。その結果か詳細は分かりませんが、数年後潟上市に航空機部品製造メーカーの山本精機が進出しています。

どこの市町村も企業誘致は地元にとってきたいと考えていると思います。それは地元の人の雇用につながるからです。しかしこれは固定観念で、仮に八郎潟町に企業が進出しても従業員の全てが八郎潟町の人採用されるという見込みはないのです。企業は優秀な人材を採りたいからですね。だから、いろんなところから採るんです。

そこで私は1町での企業誘致活動でなく八郎潟町、五城目町、井川町、潟上市、さらには男鹿市を含めて連携して潟上市にある秋田県の昭和工業団地、正確には県のホームページでは産業団地と書いてますけども…、への企業誘致を狙いとして秋田県東京事務所へ交代で職員派遣することも企業誘致の一つの方策だろうと思います。仮に30人規模、50人規模の企業進出であっても、そのことによって県外へ流出する若年層の歯止めになります。最近の県内誘致企業の雇用状況をみると、大きいところでは大館市に進出しているニプロファーマが2023年10月に工場を増設して280人を新規雇用しています。市町村が連携して昭和工業団地に企業を誘致することがこの地域の人口減少、特に若年層の県外流出を防ぎ地元定着に最善の方法であろうと考えます。

私の提言について町長の見解を伺います。よろしくお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 石井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、商店街街路樹につきましては、車道の損傷が著しかったことから、だいぶ前ですけれども、平成2年度から県単独事業で舗装改修工事に着手しております。併せて、歩道につきましても、商店街の活性化を図るべく、カラー舗装を実施しております。舗装事業は平成4年度まで実施され、街路緑化を図るため、ケヤキの植樹を平成3年度と4年度の2カ年で実施し、33年が経過しております。ケヤキの成長と共に、根の浮き上がりにより、歩行にも影響が出ております。近年、度々町内会などから通報があり、道路管理者である県から、その都度「根切り」などの対応をいただいているところでございます。

先般、町からの要望を受けて、歩道舗装の改修工事に着手しており、その過程において、秋田県より「歩行空間の確保」という定義から、沿線の各町内会と商店街振興会にアンケートを実施し、ケヤキの除去と花壇の撤去について同意を得ております。過日、ケヤキの除去と花壇の撤去を実施し、ケヤキにつきましては、可能な限りの根の除去を行っております。

石井議員の通告後に作業にとりかかったため、商店街への植樹は出来ませんが、県道以外でもこのようなケースは想定されます。町の指定木にとらわれることなく、議員の提案は今後の参考にしたいと思います。

どうか、ご理解をいただきたいと思います。

次に企業誘致についてでございますが、潟上市の職員が東京事務所に派遣されていたのは、よく覚えております。若者の地元定着とAターンを促すうえでは、魅力ある就労の場が地域にあることが重要であり、企業誘致による働く場の確保は、本町のみならず、少子高齢化と人口減少が続く秋田県全体の課題となっております。

その打開策として、県では秋田労働局・公益財団法人秋田県ふるさと定住機構と連携し、秋田県内への移住・就職を考えている方や、その家族を対象としたAターンフェアを開催しております。

また、県・市町村・民間企業が企業誘致に関する情報交換や交流を通じて、相互に連携を深め、全県で一体となって企業誘致を推進することを目的とした秋田県企業誘致推進協議会を設置し、現在活動しているところでございます。

議員からご提案をいただいた、近隣の自治体が連携して秋田県東京事務所へ職員を派遣し、首都圏企業の情報収集を積極的に行って企業誘致に繋げる活動は、人口減少が進み、企業誘致による働く場の確保という課題解決に向けた一つの有効手段だと思います。

しかしながら、各自治体の長や秋田県商工労働部の考え方、秋田県東京事務所の受け入れ体制のほか、各企業の経営状況など様々な諸事情もございますので、人口減少対策の一案として参考にさせていただきたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 はい、再質問をさせていただきます。

まず最初に、商店街歩道の植樹のことであつたけども。県では歩道を広く使いたいと、有効に使いたいということでこれ、花壇の撤去とか植栽の伐採にかかったと思うんだけど。私の記憶では、歩道は県の敷地だけれども、木は町で植えたと思っておるので、木については町の管理であつたはずなんです。で、私の記憶では、当初予算も補正予算も伐採経費って無かったと思うので、この伐採は県の経費でやったと思うんだけど、そこあたりのとこ教えてください。

それから、ちょっと聞き漏らしたんだけど、せばその後…この後、植樹はしないということであつたか、ちょっと聞き漏らしたので、そこも確認して追加でしゃべってけねすか。

えー、そこのところですね。県の予算でやったのか、この後植樹は無いのか、広く使ったままにするのか、というあたりを追加で教えてください。

それからですね、企業誘致、これ町長言つたとおり各町長さん方の首長町長の考え方もあるし、合意さねば出さねえもんだし、県の考え方もあるし、東京事務所の受け入れもあるんだけど。

私、南秋田郡選出の県会議員の鈴木真実さんと、ちょっと話した時に、やっぱり…その鈴木真実さんが言うには、潟上に来た、天王町さある、元の天王町に来たんだけど、山本精機は企業誘致の成果だって、こう言ってる。

それからね、定かではないけども、五城目町には確かめたことないんだけど、県議が言うには、五城目町も一回出したって言うんだね、東京事務所に。でもまず一年で止めたってあつたんだけど。おそらくは馬場目ベースに持って来たい為に出したんでないかと思うけども、そのあたりは定かでないけども。

でもやっぱり、一町で企業誘致っていったって情報も無いし、どこを歩けば当たるもんだが分からないから、やっぱり発想の転換ということも考えて、広域でやるというのも一つの目途だと思うので。やっぱりあの、南秋の町長さん、潟上・男鹿の市長さんとか会った時、こういう話も出してもらえればありがたいなあと思います。

そこで再質問の、その予算と、このあと植樹のあたりと、ちょっと、ああ、町長でもいい。教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 議員のご質問にお答えいたします。

議員言われるとおり、ケヤキの植樹は町で行いました。県道ですので歩道、それと車道自体は県の管轄となります。

今回、舗装補修ということで、県の方で県の単独事業としてケヤキの伐採も県の予算で事業を、工事を行ってございます。

先ほど答弁したように、「歩行空間の確保」という大前提がございまして、県のほうでは植樹柵、ケヤキの植えておいた植樹柵の部分も含めて3月まで舗装修繕を行うという予定で進めているところでございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 もう一度話しますけども、石井議員の通告後に商店街の作業、これ取り掛かった関係上、そこにはもう植樹はされないということになります。

ただ言いましたとおり、県道以外でも、このようなケースはこの後想定されますので、町の指定枠にとらわれることなく議員の提案も参考にしながら進めていきたいと思います。

それから、企業誘致に関しては、確かに今、昭和工業団地、これ区画で二つか三つ、まだ余裕があるということで。ただ、県全体の企業誘致が今好調でして、ほとんど埋まっている状態で、もしかすれば潟上のほうに、そういう先進的な技術を持った会社が来るようなことも考えられますので、そういうことも含めまして男鹿南秋潟上地区の首長さん方で今後話し合っていきたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 最後に質問じゃないけども、感想なんでね。
私 গত...私も昔、役場にいてあったけども、どうもやっぱり既存の考えでずーっといくんだけれども、たまには発想を変えるってこともいいんじゃないかと思う。

で、私、感心してあったのは、13区の焼け跡の処理。あれ、私、感心してるんですよ。焼けてから2年間は捜査線が張られて立ち入り禁止であったもの。事件が解決してからもち主は塀の中さ入ってあったし、実家はおばあさん一人で、お金無いってことで、2年間放置された。計4年間焼け跡放置されたんだけど。あの時、町長は「空き家条例」作ったもの。で、「空き家条例」に強制代執行を盛り込んで、強制代執行やったんですよ。あの時、課長さんが副町長さんで。あの時よくやってくれて、あれスカッとやってくれたすもの。でなければ、トタンは鳴るし、臭いはするし、猫入ったりしてね。あの時、13区の町内会は、良かったんだ。やっぱり発想変えて向かっていくっていう、あこあたりは私、町長もよくやってけたと思ってるんだ。そういう例もあるから、発想を変えて取り組んでいくっていうのも良いことだと思います。

参考まで、感想です。以上で終わります。どうも。

議長 伊藤秋雄 これにて5番 石井清人君の一般質問を終わります。
ここで、15分まで休憩いたします。よろしくお願いします。

(午後3時02分)

(休憩)

(再開)

(午後3時15分)

議長 伊藤秋雄 それでは、引き続き再開いたします。6番 北嶋賢子君の一般質問...

4番 北嶋賢子 4番です。

議長 伊藤秋雄 ああ、はい、すみません。はい、4番 北嶋賢子君の一般質問を行います。4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 議席番号4番 日本共産党の北嶋賢子です。

先ほど、小柳議員も言いましたけれども、今期最後の質問になりますので、最後はこれにしようと思って前から準備をしておりました。

一つは農業と、あと私らしく戦争と平和を取り上げさせていただきました。

それでは始めたいと思います。

1「農業は命の源を作る平和産業」

私は畑仕事が好きです。農業は命の源を作る平和産業。平和だからこそ穏やかに大地を耕すことが出来ます。かねてから自給率の向上を、と。ところが今回穀物の自給率が

28%に下がってしまいました。世界185カ国中、日本は129位です。

日本の自給率の向上は、東アジアの平和にかかっています。自給率と時給10円の米作りがこの夏の令和の米騒動と言われるような事態を招きました。

今こそ農家への所得保障と農作物への価格保障支援制度の確立と強化が必要だと思います。国民は、より安全なものを求めています。

秋田市の水道水から農薬が検出されたように農薬の使用量を減らし、米だけでなく野菜にも「安全な食料は八郎潟の大地から」をキャッチフレーズに自慢が出来るようになったなら、動植物がよみがえり、ふるさと納税の増加にもつながると思います。

学校給食に無農薬野菜を始めた時に、東京の友人達から定期的に野菜を送って欲しいと要望がありました。今なら、いろいろな販売方法があります。より安全な食料の生産を、ということで1番の題にさせていただきました。

2「戦争と平和」3項目に分けました。

①「憲法9条は世界の宝」と題しました。

憲法9条を生かし平和の、戦争ではなく平和の準備を。2014年7月、故安倍晋三元首相は集団的自衛権容認の憲法解釈を閣議決定しました。そして翌15年9月に安保法制を強行採決しました。

広島出身の岸田文雄元首相は、2022年12月に安保3文書を改定し、敵基地攻撃能力を保持するとし、その実効のために43兆円もの防衛予算策定を強行しました。唯一の被爆国の広島の前首相だから、今回、ノーベル平和賞を貰いましたけれども、私は、これはやっぱり岸田首相が日本の代表として貰うのが本当なんじゃないかなと、このように昨日テレビを見てて思いました。同じ自民党でも今までとは違うと、世界平和を期待していただけない私はガッカリでした。

戦後79年、日本は武器を取って戦争をすることを断固として否定してきました。それは小学生でも知っています。息子が6年生の時テレビのニュースを見ていて、「この人憲法違反をしているよ。日本は戦争はしない、武器は持たないことになっているのに自衛隊を認めている。」と言ったのです。国会での総理大臣の答弁でした。当時は中曽根康弘総理大臣でございました。これまで息子たちを戦地に送ってなるものかと活動をしてきました。息子も、もう45と50です。そして孫達も成長しました。ですから、自分たちの私たちのやってきたことは、もう役目を果たせたなと思っております。子どもたちに平和な地球を残してやるのが大人としての責任と思うのですが。

これを①としました。

②「父の苦悩と後悔」と題しました。

我が家の床の間には紫色の布に包まれた父の軍刀が認可証と一緒にあります。私自身の終活もあり、片付けをしていたら古一い茶色くなった父の日記が出て来ました。太平洋戦争で多くの若者たちを片道切符で敵艦目指して飛ばしてやった。有能な学生たちを。片道切符というのは、敵艦目指して行くもんだから片道分だけの燃料しか入れなかったんだそうです。ですから、よく父親は片道切符の話をしてました。そして、その後に書いてあるのが、「俺もあの時に飛んで行ったほうが」と。後悔があふれていました。飛んで行ってしまったら私は此処にはいませんでした。父は消防団の靴音が嫌いでした。私たち夫婦は、特攻隊員の声が聞きたいと鹿児島県の指宿でレンタカーを借り、特攻基地の知覧に行きました。道の両脇には石灯籠がびっしりと並んでます。まるで特攻隊員に敬礼されてるような、そんな感じがしました。その時に購入した本を、「知覧からの手紙」という本を買って来たんですけども、本を今一度読み返しました。そしたら、涙…涙ばかり出てきて鼻ばかりかまなきやいけないもんで、その私の様子を見て息子が、「馬鹿なことをしたもんだ。」って、ボソッと一言そう言いました。

③「北方領土の返還」と題しました。

家には北方領土の色丹島に縁のある人々がいます。本人たちは既に他界して、その子供たちが知床の羅臼、釧路、新十津川にいます。ウクライナ、イスラエル、ガザ等、日本の米国寄りにはロシアをよりかたくなにするばかり。私たちが八郎潟に来た時に、北海道からその兄弟がウチに遊びに来ました。そして、色丹島からの逃走劇の話をしてくれました。まるでテレビドラマを見ているようでした。北朝鮮の拉致問題も解決出来ない政府に、果たして出来るかどうか静観したいと思います。

①②③と共に、戦争は人の心を鬼にしますが、ということで通告を出させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員の質問にお答えいたします。
食料は、人が健康で充実した生活を送る上で、非常に大切なものです。
自給率の低さは、国際情勢の悪化や地球温暖化による自然環境の異変等により、物価の高騰や輸入が滞るなどの影響を受けるリスクが高まることになります。
自給率を向上させるためには、国産農作物の消費拡大に取り組むことが必要ですが、食の安全性は当然確保されなければならないものです。
自然環境への影響も考慮する必要がありますが、農家の担い手不足が急速に進行するなか、収量増加、労働力軽減、生産効率の向上、食料の安定供給のために農薬の使用は不可欠となっております。
安全な食料供給のため、農薬散布時には、製品ラベルに従い、決められた使用量や用法など使用上の注意を守っていただきたいと思います。

次に、表題2「戦争と平和」については、3つのご質問となっておりますので、お答えいたします。

はじめに憲法9条は、戦争の放棄と戦力の不保持を規定した日本の平和主義を象徴する重要な条文であり、戦後の日本がどのように国際社会と関わっていくかに大きな影響を与えています。また、憲法9条に基づく平和主義については、様々な意見があり、特に自衛隊の存在や集団的自衛権の行使については賛否が分かれております。

今年で戦後79年を迎えましたが、戦地に散り、戦禍に倒れた人々に対し、心から哀悼の意を表するとともに、終戦から全国民のたゆみない努力により、今日の我が国の平和と繁栄が築き上げられたことを、これからの子孫に伝えていかなければならないと思っております。戦争が残し、そして今なお続く諸問題に対しては、国はしっかりと受け止めていただくことを願っております。

次に、北方領土は日本人が開拓し、一度も外国の領土となったことがない日本固有の領土です。ロシアとの間に関するこれまでの条約締結や歴史事実等を踏まえ、4島一括返還は現実的に不可能という見方もあります。

また、北朝鮮による拉致問題につきましても、国は解決に向けた取り組みを強化しながら、関係国と協力し、北朝鮮に圧力を強化することで解決を目指しているようですが、依然として先行きは不透明な状況であります。

北方領土問題や拉致問題に関し、国には引き続き懸命な取り組みを続けてもらいたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 はい、ありがとうございます。
農家の担い手不足は今、本当に深刻です。ウチの息子が農業を始めましたけれども、草刈りなんかは招集がかかります。そうすれば一番若いんだそうです、いつも。まあ、草刈機持って行くんだけれども。そうすれば、話すことといたら、年寄りばかりだから、「あと何年生きられるべか」って、そういう話ばかり出るんだそうです。ですからね、「草刈りに行けば具合悪くなる」って…そんなこと息子が言っていました。ですから、ウチはねえ、長男が農家やってくれてるので。そして、さっき学校給食の話もしたんですけども。畑もウチも多いもんだから、だから、でも、でも、畑まで「起こしてくれ」って言えないんですよ。本人がまだ勤めてるもんだから。だから、もう少し、もう少し頑張らなきゃなんないかなと思ってます。

それで、最後に私、通告の中に「感謝」という言葉を書きました。最後にしたいと思ってそうしたんですけども。これまでの感謝を込めて、いろんない人に今までお世話になってきましたので、そのことを文章にまとめてみましたので、お話ししたいと思っておりますので聞いてください。お願いいたします。

私が生まれた時、小学校の先生をしていた叔母が、「子ども達は、みんな賢いんだから、賢くない子はいないから、けん子はけん子でもいいから、その字だけはやめてちょうだい。」と、父に言ったそうです。でも、軍人だった父は、妹の言うことを聞かなかったって。大きくなってから湖東病院の看護婦だった叔母が教えてくれました。

昭和20年の一日市の大火で浦大町も焼け野原になりました。でも、家には畑が多かったので五城目の朝市には行けました。

すぐに…まあ、父親が帰って来たばかりだから、すぐに母が妊娠しまして。

私は、おじいちゃん・おばあちゃん子でした。五城目の薬局の裏木戸からくぐって私のミルクを分けてもらったそうです。

その祖母に、「このわらしだば、何の面白みも無えわらしだ。」ってよく言われました。私、冗談が嫌いだったんです。また、よく冗談言うおばあちゃんだったもんだから、だから、おばあちゃんによく叱られました。

中学の時、校長先生に「けーん子、大きくなーれ大きくなーれ。マンマ縦に飲んでやれ。」そう言うんですよ。「先生、マンマ縦に飲んでやれば大きくなるの？」って言ったら、「あーや。」って、そう言って頭なでられました。そういう校長先生でした。

高校の卒業式の時に、山岳部でしたから、「目指せマッターホルン・アイガー北壁」同級生達が寄せ書きをくれた中で、「曲がる所も曲がらねば、これからの世の中渡って行がいねや。」って、私の性格を知ってる友に言われました。

アルピニストになるために東京に出ました。「さて、何から始めようかな、まずは社会勉強しよう」と思って労働組合に入りました。組合活動しているなかで、「北嶋さんは赤か」と言われるようになりました。

昔、じっちゃんが、「この一日市は小作争議が激しい所で、赤が指導していて、その集まりさ行けば背中さ印付けられる。だから、行ったらダメだ、特高警察に見張られているから行ったらダメだよ。」と。子どもながらに、その話を聞いて覚えてました。

でも、私が今、労働組合の活動して、「なんで私が赤だって、赤って言われるもんだ」って言ったもんだから、「なーんで労働組合の活動している私が赤って言われるんだらう」って。そう思って、「赤って何だろう」って、私の好奇心が旺盛なもんだから、私の？マークが動き始めました。

そうやって活動してて、八郎潟に帰って来たら、「カモがネギしょって鍋かぶって来た」って言われました。「なんだろ、この人達は」と思いました。それで、予定候補にされて。

でも、浦大町には、北嶋でんしろうという大っきな壁がありました。100円の税金を払わないと選挙権の無い時代の国会議員、裁判所の判事をしてました。

家は今、息子の代になって13代目なんですけれども、その上に浦大町を仕切る総本家がありました、北嶋家の。

その裁判所の判事をやってた北嶋でんしろうっていう人のことは、小泉潟の県立博物館に行けば見ることが出来ますんで、皆さんも一度見たほうが良いと思います。

その総本家に声掛ける訳にいかないもんだから、私は共産党だから、「おまえは村八分だ」って言われるだろうなって思いながら、恐る恐る本家の敷居を跨ぎました。そしたら、「やっぱり、北嶋家は政治家のマキなんだ。それもオナゴの身で。やるだけやってみればいい。」村八分って言われなかったんです。けども、父が猛反対でした。夫が心配して「共産党がダメなら革新統一でもいいんだよ。」って、お父さんに言われましたけれども、私は組合活動の中で、組合がイザという時に各党の支持者がどういう態度を取るか嫌って言うほど見てきたものだから、私やっぱり共産党で出るって、共産党でなきゃダメだっていうことで、それで共産党で出ることになりました。でも、父が反対だもんだから、父の説得が出来なくて、それで見切り発車をしました。ところが、最終日に私の車に乗ってくれました、父親が。そこで、一日市の小作争議の指導した畠山まつじろうさんの家に寄りました。私は本人に会ったこともないし知らないけれども、連れ合いのおばあさんがまだ生きてて、五城目の朝市で知り合いました。そのおばあさんがヨチャヨチャって裸足で降りてきて、そして、私、候補者なのに、私の前を通り過ぎて父親の所に行って、泣きながら父親の手を握って「ええ娘持ったなあ。」と言って泣いたんです。その姿を見ていて、私は黒子でいく、自分でそう決心しました。これが私のスタートラインだったんです。

一般質問も100回を超えました。八郎潟に来た当時の、役場の職員の皆さんにとって、私は最大級のクレーマーだったと思います。大変だったと思います。村人には本当に可愛がってもらいました。そして、畑が高台にあったので干拓前の八郎潟を見て育ちました。潟の中に灰色の太ーい帯が何本も降りて来るんです。そうすると、じっちゃんが「潟さタヅが降りて来た、タヅ降りて来たがら今、雨が来るがら家さ帰れは。」と、じっちゃんがそう言うんです。

長いこと、いろんな活動してて、藤原病院に長いことお世話になりましたけれども、藤原先生に、「先生、もう75歳になったから、後期高齢者になったから、今ならまだ此処に来れるんだけれども、この後来れるかどうか分かんないから湖東病院に紹介してください。」って先生に頼んだら、先生もう20年もなつたから、最初に会った時は若かったけれども、今はもう理事長さんになってます。そしたら、「うん、分かった。」ってこと

で紹介状書いてくれました。そして、「待てよ、今日は肺の専門の先生が来てから一回診てもらったほうがいいな。」って言うから、理事長だから、すぐ回してすぐ診てもらいました。そしたら私の肺のＣＴ画像を診て、その先生が、「おおー、肺炎やってるな。」って。「あなたの肺は２箇所癒着してるよ。風邪引かないようにしないとイケないね。」って、そう言って。「ところで、あんたの名前なんて読んだらいいんですか、これ。」って先生に聞かれました。「そのまんま読んでください、『けんこ』です。」って言ったら、「『けんこ』さんか。紫式部は『さかしこ』って言うんだよな。」って。まだ、今の「光る君」の前の時なもんだから、まだ大河ドラマやってなかったんだけど。「紫式部は『さかしこ』って言うんだよな。」って。「先生、秋田弁には京都から流れて来た言葉が随分あるって言いますけれども、その「さかしい」って言う言葉も北前船に乗って京都が来たんでしょうか」って。私こんなこと言うんですよ、お医者さんにね。そしたら、「やあ、そこまでは分からない。」って。このように先生が言いました。

で、今ね、湖東病院のほうに通ってますけども、この先、薬も十種類ぐらい飲んでるんです。この先どれくらい長らえるか分からないんだけど、この山のふところに生まれて育って、そしていずれは高岳山の土に帰れる、こんーな幸せってないだろうって私そう思ってね。いつかは、この高岳山の麓の土になれるんだろうなって、この頃しみじみと思います。

それで、本当にもうね、今回が最後だろうと思って、今までお世話になった、本当にたくさんの人にお世話になりました。叔父が警察官やってて県北の方でね、駐在さんやってて、とっても優しい叔父さんだったんだけど、その叔父も亡くなったし、もうねえ、夫にも先立たれてしまったし。ですから、これからどれくらい長らえるか分かんないけれども、でも、最後にみんなに感謝して、そして行きたいなと思って、この感謝っていう項目を取らせてもらいました。

丁寧なご答弁もいただきました。ありがとうございます。

これで終わります。ありがとうございました。

(議場内、議員職員より拍手)

議長 伊藤秋雄 これにて４番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、８番 畠山一充君の一般質問を行います。はい、８番 畠山一充君。

８番 畠山一充 議席番号８番 畠山一充です。

前回の一般質問時においては、ちょっと体調不良もございまして通告書取り下げということで、たいへん町に対してご迷惑をおかけいたしております。

この度、再度チャンスのお場を与えていただきまして、本当に感謝いたしております。

それでは、本題に入らせていただきます。

殺伐とした社会の中で生活課題等が多岐にわたっております。幸福感を持って暮らす地域社会づくりにあたり地域福祉計画と福祉教育が大事だと思い、この度、一括質問方式をさせていただきます。

表題１「本町における地域福祉計画の策定は」

質問要旨、地域福祉とは、誰もが安心してそれぞれの住み慣れたところで暮らしていけるよう、町民、町内会、民生委員・児童委員やボランティア、行政、社会福祉協議会、福祉関係者、民間の事業者がみんなで協力して課題を解決していく考え方です。高齢化、少子化、人口流出が進み、高齢者だけの世帯や老老介護、子育て、障がいのある方の社会参加など、私たちの住む社会にはいろいろな課題があります。また、人々の価値観や考え方、ライフスタイルも多様化する一方で、近所付き合いや地域の中のつながりが遠のいていると言われております。こういった状況の下で、困った時、福祉をはじめ様々な公的サービスを利用したい時、「誰に、どこに相談すればいいのかわからない」方も少なくありません。今、人と人とのつながり、絆を基本に困った時に助け合える関係や支え合う仕組みづくりが重要になっています。

計画策定の背景として、国では、誰でも安心して暮らせる福祉社会を将来にわたりつくっていくために、「社会福祉基礎構造改革」と呼ばれる福祉制度の根幹的な改革が進められています。これは、社会福祉の考え方を、従来の社会的弱者への「措置・給付」から必要な人が健康・福祉サービスを選んで利用していく「契約・利用」への転換するものです。その中で地域福祉の充実は大きな柱の一つになっており、平成１２年（２０００年）には社会福祉法が全面改正され、地域福祉の推進が法的に明記されました。

地域福祉を推進するためには、特に、町民に最も身近な行政である町や社会福祉協議会の果たすべき役割は大きく、地域福祉と行政が一丸とならなければなりません。

目的ですが、「地域福祉計画」は、社会福祉法第１０７条の規定に基づき、市町村が行

政計画として策定の**努力義務化**（都道府県地域福祉支援計画も同様）するもので、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

計画の意義役割ですけれども、「地域福祉計画」は、多くの町民から出された課題に対して、町が地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるものであり、いわば地域福祉を推進するための基本計画的な役割を担うものです。また、高齢者福祉や障がい福祉など個別分野の具体的な施策展開は、この計画と整合性を図りながらそれぞれの分野別計画で事業展開するものです。

一方、このような策定の過程や地域に関わる全てのものが、それぞれの役割を分担し、相互に協働して取り組み、理念の実現を目指していることから、この計画は多様な主体により実現される「社会計画」としての側面も有し、今後さまざまな主体が地域で展開する取り組みが計画的に進められる道筋を示すという役割もあるといえます。地域福祉を推進する上で、うまく役割分担するしくみをつくるためには、町と町民、事業者との信頼関係を築いていくことが何よりも大切です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定（第4次町地域福祉活動計画策定済み）するもので、「すべての町民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

地域福祉を推進する団体として、社会福祉法に明確に位置付けられた社会福祉協議会は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、町民や民間団体の行う様々な解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的としています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定の意義ですけれども、

地域福祉計画は、その策定を通じて「町民参加」と「福祉の整合化」の推進を図るものであり、町の地域福祉を具体化するために不可欠なものです。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、町民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、言わば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、行政や町民、福祉関係団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

計画の位置付けですけれども、

地域福祉計画は、地域福祉を推進するため、社会福祉法第107条の規定に定められている事項三つほどありまして、

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

とその他、健康の増進と福祉の向上に関する事項などを明らかにするものです。

地域福祉計画は、総合計画を上位計画とし、その地域福祉に関する事項を具体化するものと位置付けます。また本計画は、介護保険事業計画、障がい福祉計画などの分野別計画に関し、それらの計画にかかる地域福祉の視点や理念・方針、推進方向などを明示し、地域における展開を総括する役割を持ちます。したがって本計画は、地域の視点から、高齢者・障がい者・子どもなどの個別行政分野に共通する理念・考え方を明らかにするとともに、それらにまたがる基本的な事項を分野横断的に定める計画であり、総合計画（第6次町総合計画）と分野別計画の中間に位置付けられるものです。

また、本計画は地域社会全体の社会福祉諸サービスや地域福祉活動について公民協働を基本に、町民や民間の総合的な行動計画として社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と緊密な連携のもとに一体策定するものです。

それでは、本町における地域福祉計画の策定についてお伺いいたします。

表題2「学校経営による福祉教育のあり方」

殺伐とした社会において、ホームレスやひきこもり、自死や虐待、孤独死やゴミ屋敷などの様々な生活困窮に関する社会的課題が山積しております。今日的な貧困では経済的困窮の側面だけでなく、「社会的排除」や「社会的孤立」といった社会関係の困窮が注視されています。

とりわけ、東日本大震災・福島原発事故災害等に遭遇した今日、差別・排除・偏見・対立・葛藤・同化・共生といった社会や人間のあり方を改めて問いながら、これからの福祉

教育のあり方について重要視することが必要でございます。

福祉教育とは、私たちの地域で誰もが幸せに暮らしていく為には何をしたらいいのか。普通の暮らしの中の生活課題を解決していく為には、どのようにすればいいのか。生活課題から福祉課題に気づき、そのことを様々な人と共に考え、実際に行動するための力を育むことが福祉教育です。福祉教育は、一人ではなく皆で話し合いながら実践していくことで、人と人との関わりについて考えるきっかけとなります。

そこでは、障がい者、高齢者といった漠然とした対象ではなく、実際に地域で普通の暮らしを営む身近な他者を対象とします。そして、他者の生活課題を「他人事」とするのではなく、「自分事」として身近な福祉課題として意識してもらうことが大切です。

福祉教育は、一人一人が地域の生活課題・福祉課題に気づき、共有し、その解決に向けて協働していく、“気づき”と“つながり”のプロセスです。このプロセスは、地域福祉を推進していくために重要なものであり、「地域住民の豊かな成長」と「地域福祉の推進」という2つの側面があります。

なぜ、福祉教育が必要なのか？

現在、本町で活躍されている多くの福祉関係団体は、活動の担い手不足を問題としています。その中で、現在の地域福祉を担う人材への啓発、また、次世代の地域福祉を担う人材の育成の2つの視点から福祉教育を進めることが求められています。そのためには、福祉は、「高齢者・障がい者のためのもの」といった特別なものではなく、「様々な人が幸せになるためのもの」という、誰もの身近なものであるという認識を広めていくことが必要になります。

自身だけでなく他者への思いやりの心を育てていくとともに、地域の福祉の推進のための理解者・支援者を拡充していくことが福祉教育には期待されています。

学校にとって福祉教育は大切です。学校・教員に、子どもたちにとって福祉教育がどのような意味や効果があるのか、具体的に示していくことも大切です。

今の子どもたちは地域の大人と関わる機会そのものが少なくなっています。障がいのある人や高齢者だけでなく、様々な世代や立場にある人と関わることで、子どもたちはコミュニケーションの力を育むだけでなく、多様な生き方を通して多くのことを学ぶことができます。子どもたちが命の大切さを実感し、思いやりの心が育つようなプログラムを通して、「共に生きる力」をしっかりと育みます。また、「出会い、関わり」を通して、自分と違う立場の人と認め合い、共に生きていく力、人の気持ちに共感できる力や、自分の考えを表現する力、考えを共有し実行につなげていく力をつけていくことで、大人との関わりだけでなく、クラスの仲間との関係においても、互いの様々な違いを認め合い、排除しない仲間づくりにつながっていくはずです。

さらに、子どもたちが地域の人に大切に思われていることを実感できる経験、自分が社会の役に立つことができると実感する経験など、様々な体験や交流から子どもの自己肯定感や自己有用感が育まれることにもなります。

一方で、福祉教育の取り組みを通して、学校と地域がつながりを持ち、地域の大人たちが責任を持って関わることで、子どもたちを見守り育む意識の醸成にもつながります。何よりも、地域の大人たち自身も、福祉教育の取り組みを通して地域の状況や様々な課題について学び・考える機会をつくることにもなり、ひいては地域の福祉力を高めることにつながり、学校が地域に貢献する場がつくられることにもなります。そこに、「福祉共育」の関係が芽生えていきます。「福祉共育」は、共に学び成長していくことで子どもの自主性や主体性を育むことにつながります。

さて、本町の福祉教育事業については町社会福祉協議会（以下「社協」）と学校教員・子どもたちと協議の下、進められております。

小学校では、ボランティア活動として児童による福祉施設入居者との交流・春の緑の募金・赤い羽根共同募金活動等を行っております。

中学校では夏休みに、こども園・福祉施設利用者交流・まごころ弁当配達等を行っております。

学校・教員は、「学習指導要領」で動いています。教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、「生きる力」を育むという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から2008年に学習指導要領が改訂、さらに2016年、幼稚園・小中学校の学習指導要領が改訂されております。

「福祉のまちづくり」の一環として、社協の根幹事業として位置付けられることにより、学校と共に進める福祉教育は一部のスタッフが単独の事業でなく、全員が「社協チーム」として協力しあいながら進めております。福祉教育の重要性について、学校や教育委員会、行政、地域の様々な関係機関に伝えることによって、学校と地域との連携が促進されます。

それでは、本町の学校経営による福祉教育のあり方と、指針についてお伺いいたします。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 畠山議員のご質問にお答えいたします。

平成29年の社会福祉法の一部改正により、平成30年4月から地域福祉計画の策定は、任意規定から努力義務規定に改正されたと同時に福祉行政計画の上位に位置付けられました。

本町では、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する上位計画として、既に策定済みの高齢者福祉計画・介護保険事業計画・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康づくり総合計画など、その他の関連する計画と調和を図り、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保し、今後策定される総合計画と連動したうえで、策定業務を行う考えであり、令和8年4月の計画開始に向けて策定業務を行ってまいります。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 ご質問にお答えします。

議員が述べられました福祉教育の重要性、必要性、そして有効性等についてのお考えに、深く賛同いたします。議員のお話しに、「福祉教育とは、すべての人々が幸せな暮らしを営むことができるよう、生活上の課題を様々な人々と共有し、解決に向けて協働していく力を育むものである」とありました。これは、秋田県が現在も教育の最重点の課題として掲げている、「問題を発見し、他者との関わりを通して主体的に問題を解決していく、問いを発する子供の育成」と軌を一にするものであります。この他にも、国や県、そして本町の学校教育で目指しているものとの共通点が多数ありました。

こうしたことから、学校教育に福祉教育の見方・考え方を取り入れることは、たいへん意義深いことであると考えますので、積極的に進めてまいりたいと思います。

学校教育のよりどころである学習指導要領には、生活科、家庭科、社会科、道徳、そして…といった教科の学習のほか、特別活動や総合的な学習の時間の内容に、社会福祉に関する記述がみられます。小・中学生は、それぞれの学年で、社会福祉の役割や自分たちの暮らしとの関連について学び、福祉に関する知識を得て、それが人々の生活にとって必要であり、大切なものであるという意識を育てております。

また、議員のお話しにもありましたように、本町の小・中学校では、社会福祉協議会や福祉施設、関係機関、地域の皆様の全面的な御協力により、社会福祉に関する豊かな体験活動を行っております。

小学校では、コロナ禍の前、福祉施設を訪問する活動を毎年行っておりました。多くの児童が訪問先で人々の反応を身近に感じて、交流活動の良さを実感しておりました。

中学校では、今年も1、2年生が、夏休みを利用したボランティア活動を行いました。一人暮らしのお年寄りにお弁当を届ける活動に取り組んだ生徒は、感想として「少しでも高齢者の皆様の力になれて良かった。また来年も参加したい。」と述べておりました。また、お年寄りとグラウンドゴルフで交流した生徒は、「地域の皆さんとの触れ合いの楽しさを知ることができ、貴重な体験になった。」と述べておりました。活動の充実ぶりがうかがえます。

ここで大事にしなければならないのは、活動の振り返りであります。子どもたちが体験活動を通してどんなことを学び、どんな気づきを得て、どんな考えを持ったのか、それを捉えて体験活動の効果を確かめる必要があります。そして、それに基づいて活動計画を見直し、必要に応じて改善を図っていくことが大切だと考えます。そのために、活動計画案の立案の段階から実施後の振り返りまで、社会福祉の担当者と学校の担当者が連絡を取り合いながら進める必要があると思います。

本町の小・中学校では、それぞれの発達の段階に応じて、社会福祉に関する教育活動が多様なかたちで行われており、学年が進むにつれて社会福祉活動の意義や重要性を理解するカリキュラムができあがっております。また、そうした学習を通して、思いやる心や自分と異なる他者を受け入れる寛容性、地域の発展に貢献しようとする郷土愛などが培われていくものと思います。

今後も、皆様の御協力をいただきながら、たくましく生きる力や将来の町を担う力を一人一人の子供が身に付けられるよう、そして、子供たちの活動が地域の皆様を元気付ける活力となるよう、福祉教育の視点を大事にしながら指導・支援を続けてまいりたい

と思います。

議長 伊藤秋雄 はい、8番 畠山一充君。

8番 畠山一充 本当に十分過ぎる程の回答をいただきまして、ありがとうございます。

総括といたしまして、本町における地域福祉計画の策定ということでは、町長のほうから、令和8年から策定ということで、本町にありがとうございます。これにつきましては、私自身、途中で早期退職したんですけども、本当に議員活動としての念願でございました。本当にありがとうございます。

それで、先の報道機関より、国立社会保障人口問題研究所が発表しました都道府県別世帯数の将来推計によりますと、26年後の2050年には全世帯に占める一人暮らしの割合が27都道府県で40%を超えるようでございます。本県の場合も世帯主が65歳以上の高齢世帯は、全世帯の約6割を占めます。全体でみて、ほぼ4割に1世帯が高齢者の一人暮らしとなります。本町も同様に近い数字でございます。

この策定にあたりましては、計画策定に向けて健康寿命の延伸や、地域で支え合う共生社会の実施、さらに交流の場を設け、高齢者に社会とつながってもらい孤立を防ぐという取り組みが重要になりますので、どうかこれらの事項についても課題協議してもらえばいいなと思ひまして要望いたします。

あと、二つ目の学校経営によります福祉教育のあり方については、教育長から、熱い思いを…答弁いただきまして、本当にありがとうございます。社会福祉協議会には、福祉に関する資格いっぱい持ってる職員がおりますので、フルに活用して、本当に逞しく生きる力をもらうようなかたちで事業やってもらえば本当に助かります。

それで、これに関して、あとございませんけども、私、令和3年から今回まで7回程一般質問いたしました。執行部のほうからは、丁寧に答弁いただきまして本当に感謝いたします。一生懸命頑張りますので、どうかよろしく願ひしたいと思っております。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。本当に、ありがとうございます。

議長 伊藤秋雄 これにて、8番 畠山一充

君の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終わります。

それでは、これより、各常任委員会を開いていただきます。

最終日は12月13日、午後3時より、本会議を開催いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(閉会 午後4時16分)

令和6年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第4日目 令和6年12月13日（金）

（開会 午後3時）

議長 伊藤秋雄 お疲れ様です。
ただいまの出席議員は2名欠員の10名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたします。
これより、本日の会議を開きます。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
はい、総務課長。

総務課長 村井健一 お疲れ様です。先日12月11日の、金議員の一般質問の中で、第6次総合計画の後期計画の見直しにおいて、前期計画で主要施策として位置付けなかった事業であっても早急な取り組みが必要なものは後期計画で採択するとあるが、その新規主要施策は何か、との質問があり、後期計画を確認してからお答えすることにしておりましたので、ご報告いたします。

総合計画の後期計画において新たに加えた主要施策は、六つの基本目標のうち第2章、「すこやかに安心して暮らせる町づくり」の社会保障において、健康保険税の算定方法の検討を追加しております。

また、その他の基本目標においても、全90施策の内17の主要施策について前期計画からの見直しによる施策名称の変更や削除をしております。以上です。

議長 伊藤秋雄 日程第1、本会議で各常任委員会に付託された議案第46号から議案第55号までの10議案並びに陳情等について、各常任委員長の報告を求めます。
初めに、総務産業常任委員長 小柳聡君。

総務産業常任委員長 小柳聡 （総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 伊藤秋雄 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。
5番 石井清人君。

教育民生常任委員長 石井清人 （教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。
初めに、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。ないようですので、
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑ないようですので、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑ないようでございますので、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を終わります。これで各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案等に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、議案第46号「八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第46号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、**議案第47号「八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」** 討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第47号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第4、**議案第48号「八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」** 討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第48号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第5、**議案第49号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」** 討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第49号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第6、**議案第50号「令和6年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について」** 討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第50号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第7、**議案第51号「令和6年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」** 討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第51号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第8、**議案第52号「令和6年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」** 討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第52号について、委員長報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第５２号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第９、**議案第５３号「令和６年度八郎潟町水道事業会計補正予算（第２号）について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第５３号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第５３号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第１０、**議案第５４号「令和６年度八郎潟町公共下水道事業会計補正予算（第２号）について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第５４号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第５４号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第１１、**議案第５５号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第５５号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第５５号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第１２、**議案第５６号「八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」**を上程します。
本議案について提案理由の説明をお願いします。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要についてご説明申し上げます。
配布しました資料をご覧ください。
議案第５６号「八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」
固定資産評価審査委員会委員の武田秀秋氏が、令和６年１２月２５日をもって任期満了を迎えますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
なお、任期につきましては令和６年１２月２６日から３年間でございます。
武田氏は、人格も高潔で固定資産の評価に関し、豊富な識見を有する者として提案するものでございます。
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第１２、**議案第５６号「八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」**本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第５６号について、同意することに決定いたしました。
次に、日程第１３、「陳情等について」討論・採決いたします。
受理番号第７号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第７号について、委員長報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第７号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を
送付することに決定いたしました。
次に、受理番号第８号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア
労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情」について、討論を行います。
討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第８号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第８号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を
送付することに決定いたしました。
次に、受理番号第９号「健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情」
について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第９号について、委員長報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 伊藤秋雄 起立多数であります。よって受理番号第９号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を
送付することに決定いたしました。
次に、受理番号第１０号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」
国への意見書提出を求める陳情書」について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第１０号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第１０号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を
送付することに決定いたしました。
次に、受理番号第１１号「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求め
る意見書提出の陳情」について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第１１号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成諸君の起立を求めます。
(起立多数)

- 議長 伊藤秋雄 起立多数であります。よって受理番号第 1 1 号については、委員長報告のとおり採択し意見書を送付することに決定いたしました。
次に、受理番号第 1 2 号「1 8 歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情」について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第 1 2 号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 伊藤秋雄 起立多数であります。よって受理番号第 1 2 号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定しました。
次に、受理番号第 1 3 号「国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての陳情」について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第 1 3 号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第 1 3 号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
以上、今定例会に付託された事件は全て終了しました。
次に、お手元に配付してあります日程表のとおり、追加案件が 1 件提出されております。
このことについて、本日議会運営委員会を開催しております。議会運営委員会委員長の報告を求めます。はい、8 番 畠山 一充君。
- 議会運営委員長 畠山一充 8 番 畠山です。私から 1 2 月定例会の追加案件を審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。
本日、午後 2 時 3 0 分から第二委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、委員会が開かれました。
追加案件として、「令和 6 年度八郎潟町一般会計補正予算（第 7 号）について」を追加案件として上程したいとの申し出がありました。
このことから、当委員会では、追加案件として、追加日程第 1「令和 6 年度八郎潟町一般会計補正予算（第 7 号）について」の 1 件を日程に追加することに決定しました。
以上、議会運営委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 伊藤秋雄 ただ今、議会運営委員会委員長報告のとおり、日程に追加することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。日程に追加することといたします。
追加日程第 1、議案第 5 7 号「令和 6 年度八郎潟町一般会計補正予算（第 7 号）について」を上程します。
提案理由の説明を求めます。はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要についてご説明申し上げます。
議案第 5 7 号「令和 6 年度八郎潟町一般会計補正予算（第 7 号）について」
本日配布いたしました予算書をご覧ください。
予算書 1 ページ、歳入歳出にそれぞれ 4 5 4 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 3 億 4, 9 3 9 万 5 千円としております。
歳入の主なものについてご説明いたします。
8・9 ページ、寄附金に八郎潟町がんばれふるさと基金寄附金 6 0 0 万円を追加しております。歳出、
1 0・1 1 ページ、総務管理費、企画費の 2 9 8 万 8 千円の追加は、ふるさと納税の増

加に伴う返礼品費、送料等の事業経費でございます。
児童福祉費、児童措置費に155万5千円を追加しております。
これは、児童手当の支給に係る制度改正によるものでございます。
以上が、一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 はい、5番 石井です。10・11ページの児童措置費、児童手当のことだけでも。
まず、国の制度で高校生まで拡充されました。それで、これ分からなくて聞くんだけど、本来であれば、国庫支出金で歳入は入るはずだけれども、見ると一般財源で出ているから何故これが一般財源で手当しなければならぬのか、何故、歳入をみないのかってというのが分からないので、そこ教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、松田健康福祉課長。

健康福祉課長 松田正紀 はい、お答えいたします。
今回は歳出のみの計上としておりますが、3月の実績報告により精算され負担金の確定により翌年度の予算に過年度収入として入ってきますので、9月または12月の補正において歳入の補正予算として計上する予定でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、いすか。

5番 石井清人 はい、分かったども、もうちょっと…一つ言わせてもらえれば。

議長 伊藤秋雄 はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 私も役場職員やって、児童手当とかいろいろ支出したりやったけども、ずっと思ってたんだけども、この機会に、最後っちは言わないけども、機会だからしゃべるけども。
昔、児童手当は1万円であった。拡充されて3万円まできたけども、果たしてこれが子どもの為に使われているのかなあと、ずっと疑問で。例えば、通帳が親の通帳で入っていくんだけど、プールにされれば生活費に使ってしまっただけで子どものため使ってるのかなあっていうのが、ずっと疑問であったんだもんね。あるいは、父さんの晩酌代だったり、あるいは、ちょっと酷ければパチンコ代とかに、そういうふうに使ってねがなど、ずっと疑問であったけども。ここあたりね、本当に子どものために使ってもらえればいいと思うので、そういう工夫がね、どこの市町村も同じだけれども。なんとか出来ないものかなあと思って。
例えば、中学校3年間だば年間36万、3年間で100万位入るんだけど、トレパン買ったり、塾の学費にしたり、本当に子どものために使ってもらえればなあと思って。ずっと思ってたので、気持ちを一つ述べて終わりにします。終わり。

議長 伊藤秋雄 はい、答弁無しだな。はい、他にありませんか。はい、2番 小柳 聡君。

2番 小柳 聡 すみません。一般質問にも、ふるさと納税触れたので、ちょっとお聞きしますが。
今、ふるさと納税の返礼品で、今この12月、駆け込みだと思うんですけども、何が今、一番人気でしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 先日の本会議でもご答弁してますが、本町の場合は、米が一番人気であります。

議長 伊藤秋雄 いすか。はい、2番 小柳 聡君。

2番 小柳 聡 今、環境保全米の締め切り、締め切ったという話で、その後の一番人気は何か…

議長 伊藤秋雄 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 環境保全米につきましては、先日本答えたとおり予定数量きましたので受付は終了しております。

ただ、12月の3日からですけれども新たな返礼品として、あきたこまち、環境保全米とはまた別ですね、返礼品、12月3日から本町の返礼品として追加しており、受付を開始しております。

これは、本町で収穫されたお米を潟上市の業者が販売しているものでございまして、これにつきましては、かねてから環境保全米のほうの生産者の方々とも話を進めまして、今回思ったとおりの数量出せないというところもありまして、新たに追加しておりますので、この後12月3日からの受付開始なので、今のところ50万位しか、まだ受付はされてませんが、もう少し伸びていくのかなあとは思っております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
追加日程第1、**議案第57号「令和6年度八郎潟町一般会計補正予算（第7号）について」**原案どおりに決することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第57号は原案どおり可決されました。
これをもって、八郎潟町議会12月定例会を閉会いたします。
大変、ご苦労様でした。

(閉会 午後3時45分)